

お寄せいただいた御意見と御意見に対する考え方

※御意見に係るページ数、行数は、意見募集に付した際のものであります。なお、御意見に含まれる個人情報・団体情報や御意見の根拠となる出典等は、事務局にて削除しております。

NO	御意見	御意見に対する考え方
全体に関する御意見		
1	<p><該当箇所> 随所 <意見の要約> 英字の体裁がおかしい。ソフトの変な設定をしてあるはずなので直すべき。 <意見内容> 英字の体裁がおかしい。英字が重なったり間延びしたりしているが、ソフトの変な設定をしてあると考えられる。こういう設定は直すべき。 <意見の理由> 英字にプロポーションフォントを使っていること自体は、タイプライターでなくプロの印刷の伝統(日本語は等幅が伝統)であって、どこもおかしくない。しかし、字送りが正確に全角の半分になるようにしてあるので、プロポーションフォントが重なったり間延びしたりしてしまう。こういった設定はアスキーアートが崩れるのを防ぐためにする設定であって、普通の文章で使うべきではない。</p>	ご指摘のとおり修正いたします。
2	<p>以前から進めていると思いますが、あまり進んでいないのが実情かと思えます。静動脈連携強化といっても、コスト面であったりマッチングであったり、国が積極的な手動をするべきと思えます。リサイクル促進について、目標値を出し、それに到達しなければペナルティを与えるくらいでもいいと思えます。大きな化学会社はバイオ・ケミカルリサイクルなど少しづつ従来の石油化学から脱しようとしています。また、それを実現するために同業者が手を組もうとしています。原料を確保するという意味では、マテリアルリサイクルであっても環境に良い原料を入手という意味では同じだと思えます。経済安全保障の一部としても考えてもよいのではないのでしょうか？国がリサイクル材を主導し、各樹脂メーカーに割り振るなど、大きな見直しをやらない限り、民間任せだけでは達成は無理だと思えます。</p>	ご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
3	<p>脱炭素ポータルHPで https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/topics/img/feature-05/pic-feature-05-approaches@2x.png という図が掲載されていました。 この考え方と同時に経済を豊かにするという一見相対する難題です。 ですが農業は地産地消、四季に逆らわない生活、過剰医療をやめる、公共交通機関の利便性の向上と安価を保つ、などで循環の輪を細くできます。 またモノをきちんと丈夫につくり、修理やメンテナンスにお金が投入され、ものとして可視化はできないが人が労働や技術を提供した際に対価をはらうことで経済が回るようにできます。 国が戦略を立てる際は、有識者や企業の意見を聞き議論することで妥協点や新しい視点を探し、技術的な問題に予算を組み、長期的に取り組んでいただきたい。 今までの取り組みでは家電の部品の保存期間が5年間であったり、と逆の方面でした。太陽光パネルに至っては脱炭素において猛スピードで真逆に進んだという認識です。 義務教育での教科書や教材の無料配布も貸し出す方向にし、出版社に対しては修理や管理に対価を払う、 循環型企業には税金を安くする、 処理しづらいもの(有毒金属や化学物質)については生産者がリサイクルまで責任を持つことを条件に価格を高くすることやまた処理の開発にも対価を払う。 すぐに取り掛かれるものからはじめていただきたい。 カーボンニュートラルは素人が考えてもまずは自然を増やすことだと思いますがそれが計画にないことは疑問です。 余談ですが、100ページ以上の基本計画、わかりやすく端的にまとめたのち意見を募ることを期待します。</p>	<p>お示しいただいた図は、循環経済の図であり、本計画案では、循環経済への移行を進めることを主なポイントとして位置付けています。本計画案に記載された取組が進めば、より環境に良い、循環性の高い製品・サービスが評価され、広まっていくこととなります。いただいた御意見も参考としつつ、循環経済への移行を進め、カーボンニュートラル(ネット・ゼロ)の達成に向けて取り組んでまいります。</p>

NO	御意見	御意見に対する考え方
4	<p>計画の指標について まだそれぞれの指標について、細かく読み取れているわけではありませんが、こんなことも指標として出していくのかという項目があり、計画への意気込みを感じます。もう、待たなしの状況まできていると思いますが、それでも未来のために、すべての動植物を破滅に追いやらないために、やれることからやっていかなければと思います。一人でも多くの方に、自分事として考えてもらいたいです。</p> <p>少し残念に思ったこととして、リデュースへの言及について、ポリウムが少ないように感じました。わかっている人は、当然、2Rを優先したうえでの取組計画だと思っておられると思いますが、循環という言葉の回数に比して、発生抑制は少なかったです。(適正な生産や適正な購入などの表現としては、思いを感じています。)理由はあるのだと思いますが、個人的には発生抑制やその分付加価値の高い製品を、大切に長くという点が、もっと頻繁に出てきてほしいなと感じました。</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり、4. 2. 1に国自らも事業者としてリデュースに努める旨を追記するとともに、5. 2の容器包装リサイクル法及びプラスチック資源循環促進法の文脈にリデュースに関する内容を追記をいたしました。(以下、該当箇所を抜粋。下線部分を追記。)</p> <p>「国自らも事業者として、リデュースに努めるとともに、グリーン購入・グリーン契約等を通じてリユース品・リサイクル製品等の優先的な調達など、循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行する」 「2016年5月の中央環境審議会及び産業構造審議会からの意見具申を踏まえ、容器包装廃棄物のリデュースを促進するための措置を講ずること等により、環境負荷低減と社会全体のコスト低減を図り、循環型社会の形成や資源の効率的・循環的な利用を推進するために、各種課題の解決や容器包装のライフサイクル全体を視野に入れた資源循環の更なる推進に取り組む。」 「設計・製造の段階で、プラスチック使用製品設計指針に基づき、プラスチックの使用量の減量化等を含め、業界団体等と連携して製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の整備を進める。」</p>
5	<p>食品ロスについてですが、魚や肉などの生ゴミは有機物であるので土壌菌に分解してもらい栄養豊富な堆肥として保存出来ないのでしょうか？全国で出る生ゴミの量は相当な物で難しいのは重々理解しています。農業生産者並びに企業にも保存してもらい家庭菜園を始める方、楽しむ方々により安価に販売する事も可能なのでは・・と。あくまで個人の意見ですが。</p>	<p>いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>プラスチックの処分について 弊社は工業用プラスチックの切削加工を生業にしている為切削屑が大量に発生する業種になります。以前から問題視されていましたが焼却による問題より埋め立ての方がより環境負荷が大きいと思われます。環境問題にも疑問点が多い為懐疑的なのですが、CO2削減からそろそろ方向転換するべきではないでしょうか。予算をもっと有効に活用すべきと感じます。 ハード面で研究開発し新しい素材などが出てくることを否定しませんが、かつて日本人が持っていたモラルや道徳心と言ったものでクリアできる事も多いと感じます。教育やメディアの在り方で古き良き日本人が増えていくことがこの問題の解決にも活かされると思います。ポイ捨てなど外国人によるものも報道されていますが日本人によるものも増えていると感じるので国を挙げて教育に力を入れていくべきだと最近強く感じています。 ハード面とソフト面の両方からのアプローチで世界をリード出来る国として発信できる日が来ることを願っています。</p>	<p>循環型社会形成推進基本法においては、原材料、製品等が廃棄物等となることが抑制され、その上で、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用(以下「適正な循環的利用」という。)を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することとされています。プラスチックの工程端材については、資源として活用し、リサイクルできる可能性があり、リサイクルを行うことで、CO2削減と資源循環両方に貢献し、環境負荷を低減できる可能性があります。より環境負荷が小さい処理方法やリサイクルを排出事業者が選択しやすいよう、情報提供・支援等を行ってまいります。</p>
7	<p>プラスチックの海洋汚染については中国、東南アジア諸国等の不法投棄が主で我が日本国が自然環境に与える影響は小さい。についてはこれ以上の国内規制を行うことは効果的ではなく、経済的損失からの害の方が大きいと考えられるため反対である。日本国内の規制強化よりも諸外国へのごみ処理、焼却についての技術提供などで対応する方向で施策を進めて欲しい。</p>	<p>プラスチックごみが及ぼす様々な影響については未解明の部分が多く、引き続き科学的な知見の集積が必要とされていることから、本計画案においても、「マイクロプラスチックを含む海洋等環境中に流出したごみについて、実態把握のためのモニタリング調査・分析に関する技術検討や、発生抑制・回収対策を含めた各種ガイドラインの整備を行うとともに、流出実態や生物・生態系への影響に関する科学的知見の集積を進める。」旨を明記しております。 引き続き、科学的知見の集積を進めるとともに、これらの科学的知見に基づく対策の実施を行ってまいります。</p>
8	<p>計画全般について、意見を申し上げます。 循環型と名がついていれば、考えることなく、よきもののように錯覚してしまうような民意があります。 今回の基本計画について拝見すると、プラごみ、再エネ、みどりの食糧、バイオ、食品ロスなど、つながっているとえばつながっていますが、ごちゃ混ぜに盛り込まれていて、理解しにくくなっています。 それらをだれが、どんな企業、どんな事業者が担うのか。補助金のことなど、一括りではなく、個別の議論をしていただきたい。国民はスピード感は求めていません。日本という国家が持続することを望んでいます。</p> <p>過去、第4次循環型社会形成推進基本方針までの結果についての検証、国民にしてみれば、自分たちの税金から支出された補助金がデータに基づく成果をうんでいるのか、無駄はなかったのかなど、検証した上で第5時に進んでいただきたいです。</p>	<p>循環基本計画に基づく施策の進捗状況については、2022年9月に評価・点検を行った報告書を公表しており、本計画案は、これを踏まえ作成しております。今後も、進捗状況の点検の際には、別途政府が行っている行政事業レビューの結果等も補助的に活用して取組状況や政策効果を把握することとしております。</p>

NO	御意見	御意見に対する考え方
9	食品ロスについてですが、微生物に分解してもらい栄養豊富な堆肥にしましょう。使用済みの油は油かす肥料として再利用しましょう。そうすれば化学肥料は必要なく、有機栽培が可能になります。	いただいた御意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。
10	燃えるゴミとプラスチックゴミに分けるのではなく「生ゴミ」と「生ゴミでないモノ」に分けるのはどうでしょう…。生ゴミは有機物なので乾燥具合に応じて糸状菌や枯草菌等に分解して貰えば栄養豊富な堆肥に生まれ変わります。国や地方自治体で補助金を出してでもやるべきだと思います。出来上がった堆肥は農家や環境専門家の方々の意見を聞き、使用方法を決めれるのでは…と意見させていただきます。	いただいた御意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。
11	プラスチック製品を減らすことにより、市中のゴミが増えていることも考慮して頂きたい。紙製品は薬剤塗布の為、人体に悪影響も懸念される。また、廃品業者、リサイクル業者は、一定の宗教企業、外国人企業も多く、稼働時の補助金を交付された後、放置したまま、もしくは山中に不法投棄もあるようで、その対応、罰則等考えていただきたい。今現在起きている外国製太陽パネルから出る汚染物質、稼働もされていないパネルの処分、廃棄場所もないパネルや風力発電をなぜ推進するのか疑問でしかありません。電気自動車もガソリン車ならリサイクルも簡単で効率的ですが、電気自動車は非効率。蓄電池も耐用年数もまちまちで、処分も出来ず買い替えの金額も高額。重量が重く、道路や橋にも負担。良い所があるのでしょうか？日本は優れた技術を持った国です。他国に追従ばかりせず、独自のことを目指すべきだと思います。	いただいた御意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。
12	プラスチックの分別回収が進められていますが、ある自治体のごみ処分施設では、「燃焼させて発電に使っていた頃に比べると5億円の赤字を生み出し、さらに、プラスチック再生業者がどのような処分をしているのか不明」という状況もあるようです。再生業者が実際どのような対応をしているのか、補助金等はどれくらいつぎ込まれているのか、要確認です。	いただいた御意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。
13	食品ロス・例えば大量の牛乳の廃棄がニュースになっていました。牛乳であればチーズやバター、ホエイプロテイン等に使えます。食品ロスを考えるのは大事ですが、今現時点で廃棄前提の食品は食品リサイクルとして成立出来ないか思考、思案する事が1番だと思います。食品によっては微生物に分解してもらい肥料や堆肥として扱えますよ。	いただいた御意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。
14	<p>昨今の循環型社会とか再生可能エネルギーとかSDGSとか、疑問に感じる事が多々あったので、ド素人ですが意見を申し上げます。</p> <p>・ごみの分別&捨て方 これには以前から大変違和感を持っており、自分の地元から離れ近県に行くとかゴミ箱の数が異様に多い状態に驚き、今でも慣れません(どこに物を捨てたらいいのか悩む) リサイクル業者が回収すると言っている特定の物も色々あるようですが、その事業者について調べてみると、真面目にリサイクルしているところはごく少数だと知り、大変問題だと感じました(大多数が一般ごみと一緒に焼却する報道もありました) こういった業務を行っている業者は公の機関から補助や支援を行っているとか伺っている話も聞き、更に問題意識を持ちました。 3Rは悪いことではありません。しかしそれを実践していない業者は罰するべきです。</p> <p>・再生可能エネルギーの問題点 海外で活用されている再生可能エネルギーですが、土地面積や気象環境の近いによって合う合わないがあるにも関わらず、皆取り入れようとして(実際に取り入れて)問題が起きているのに…検証したり改善したりしようとしません。 環境のために太陽光パネルを山や平原に設置している地域が多数あるようですが、パネル設置のために木を切り倒したり、山を削ったりしている状態を見て『環境破壊じゃないか?』と、ここ数年で感じるようになりました。 風力発電施設も近隣住民の健康被害で問題になっていますし、メンテナンス&処分費用もかなりかかるという話を聞いています。 ちょっとした気象の変化でエネルギーが得られないところも問題だと思っています。 特に日本は災害大国ですから、不安定インフラでは不安を感じますね。</p> <p>・インフラサービスを実践している業者 自分はインフラ関連民営化には反対しているのですが…実際まわりを見ていると民間企業が行っている自治体はかなりあると聞き、危機感を持っています。 民間だとしても商売&儲け”重視”になってしまったり、災害など有事の際の対応に不安を感じますね。</p>	<p>本計画案においても、循環型社会の実現のためには、一人一人の取組が地域・国・地球に影響を及ぼすとされているところ、御指摘のごみの分別は身近な取組の一つだと考えております。国民の皆様がより分別・リサイクルに取り組んでいただきやすいよう、関係主体とも連携しながら、取り組んでまいります。なお、不適正な処理を行っており、法令違反を行っている事業者が確認された場合には、関係法令に則り、厳正に対処いたします。</p> <p>このほか、いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
15	<p>※専門用語やカタカナ表記が多く、ほとんどの国民は分かりにくいと思われるため、日本語表記または日本語での表現で表していただきたいと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>※環境省さまだけでなく、今、国民に知らせずに水面下でいろいろ進められています。 国民に分かりやすく説明し、多くの方が理解し納得していただいたうえで協力できるよう、決して指示や命令などではなく、日本の国土や風習習慣に沿って、国民が心地良く快適にしあわせにお互い支え合い助け合って他の生き物たちとも、共存していける環境を作り上げて参りたいものがございます。 そのために世界とは協力しても世界の流れに呑まれたり勝ち負けなどで競うことなく、意識を向けるのはそれぞれの国民がその国の文化や伝統を大切に良きものは遺し引き継いで、しあわせな笑顔で安心して暮らすことが出来るよう、国のお力はそのためのサポートとしていただきたい。</p> <p>パブリックコメントの機会をお作りいただきありがとうございます。</p> <p>毎日ご多忙の事と思いますが、職員の皆さまもどうぞお身体に気をつけてお元気にお過ごしくださいませ。</p> <p>ありがとうございます。</p>	いただいた御意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。

NO	御意見	御意見に対する考え方
16	<p>循環経済・サーキュラーエコノミーの正確な定義そのものを注釈などに追記していただければ幸いです(見落としがあったら申し訳ありません)。 ・循環経済・サーキュラーエコノミーという言葉に対する国民の理解促進のため。</p>	<p>1.1.2の脚注にあります通り、循環経済の意義については、UNEA(国連環境総会)やISO(国際標準化機構)といった国際的な場においても議論されているため、それらを参照した記載としております。</p>
17	<p>日ごろの分別にも疑問があります。 業者がどのような処理をしているのか、そもそも分別や指定のごみ袋が必用なのか。 言われる循環型に相反しているような政策も感じます。効果や必用があるのかどうかもの見直しもお願いします。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>

NO	御意見	御意見に対する考え方
内容が複数の章にわたっている御意見		
18	<p>1 基本計画を推進するための環境整備 ○ 資源循環を促進させるためには、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)その他関係法令による規制とのバランスをとる必要があることから、循環型社会形成推進基本計画(以下「基本計画」という。)に掲げる施策を効果的・効率的に実施できるよう、廃棄物処理法その他関係法令を見直す必要がある。</p> <p>2 基本計画全体に関わること ○ 1.6循環経済先進国としての国家戦略において、「循環経済への移行を加速することで、我が国の国際的な産業競争力を強化していくことが重要」(P35L3～4)とあるが、EUのように規制とセットで考えるべきではないか。</p> <p>○ P39L20「政策の方向性」 一部製品(自動車、PVなど)は輸出されリユースされているものがある、これらの製品の原料は輸入されているものが多く使用されており、資源の流出(特にレアメタルなど)につながっている。国内で使用した製品は国内でリユース・リサイクル、再資源化する。新品で主出されたもの以外は国内で使い切り、再資源化する循環型社会を形成するため、リユース市場拡大への政策を盛り込むべきではないか。</p> <p>○ P41L9「廃食用油については、配合飼料原料や工業原料、バイオディーゼル燃料原料、持続可能な航空燃料(SAF)の原料等として有効活用する。」 廃食用油という少ない資源を、どの用途に対してどの程度の量を配分するか合理的な指標が示されることが重要である。 また、現状廃棄されている廃食用油をリサイクルへつなげる対策、海外にて高値で取引され大量に海外流出している廃食用油を国内回帰させる対策を国が率先して講じる必要がある。</p> <p>○ P54L1～P59L37「3. 目指すべき循環型社会の将来像」 ○ 持続可能な社会の実現に向けては、資源の循環・有効活用(サーキュラーエコノミー)と温室効果ガス排出量の削減が重要となる。資源循環の分野においては、資源利用の抑制(リデュース)や再利用(リユース)の取組や、水平リサイクルの推進、製品の長期利用といった観点で、サプライチェーンの再構築を促し、温室効果ガス削減への更なる貢献を図っていくことが必要。各自治体や個社単位での取組が進む中、今後は、自治体、企業グループ、サプライチェーンの垣根を超えた、業種横断的な取組を促進し、資源の持続可能な利用を実現すべき。</p> <p>○ 動静脈産業の連携による資源循環サプライチェーンの効果的な構築に向けて、これまでの廃棄物処理法における国と都道府県、市町村の役割分担をどのように見直していくのか明確な方向性を示すべき。 ○ ライフサイクル全体を見渡した環境負荷の低減に向けて、企業の取組や製品・サービスを評価する手法、ルール作り、国際基準形成へのイニシアチブを発揮すべき。それらの検討にあたっては、消費者の行動変容を促す仕組みも併せて検討すべき。 ○ 新たな製品・サービスを創出するイノベーションを可能にする人材と資金の投入を促すため、明確な政策目標の導入と、イノベーションの展開を可能とするインフラ、新たな基準や規制措置の設定など、民間の投資環境を支える制度の構築を進めるべき。併せて、資源利用の2R(リデュース・リユース)と水平リサイクルの標準化に向けた需要側への施策(市場創出の施策)について検討すべき。</p> <p>○ P78L8「プラスチック資源循環促進法」 プラスチック資源循環戦略のマイルストーン達成のために、具体的な取組を進めるにあたっては、製品の設計・製造においては、再生材の利用が原則であることを明確にすること。樹脂の絞り込み、複合素材の原則不使用などが必要と考える。容器包装リサイクル法など現行の法制度に関わらず、上市した製品がきちんと回収・再商品化されることが担保されたものだけが市場に投入されるべきであることを明確にすべきではないか。</p> <p>○ P78L25「プラスチック資源循環促進法は、令和9年度に施行状況について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしている。それに向けて課題を整理し、プラスチック汚染対策条約の策定に向けた政府間交渉委員会(INC)での交渉結果も踏まえながら、必要な対応を行う。」 海洋プラスチック汚染対策については、2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロとすることを掲げていることから、バックキャスト的視点において、政策を検討・実施することが必要である。 日本は、一人当たりの使い捨てプラスチック使用量が世界で2番目に多いことから、リユースシステムの導入や再生材の使用などの鍵となる政策について、プラスチック汚染対策条約の交渉結果を待つことなく、日本が率先して先導的に取組を進めるべきである。</p>	<p>リユース市場の拡大については、御意見を踏まえて5.3.1に次のとおり追記いたします。 「製品の長期利用を推進するとともに、消費者の意識や行動の変容につなげるため、使用済製品等のリユース・リペア等を促進するために必要な措置を講じる。」 なお、本計画案において、リユース市場の規模を指標としており、リユース市場の拡大に向けて取り組んでまいります。 また、廃棄物処理法では、廃棄物処分業の許可等の手続は、都道府県知事等が行うこととなっています。一方で、本法律案の認定制度は、再資源化事業等の高度化の取組について、国が迅速に認定することとしています。この制度では、認定の審査はもとより、認定を受けた事業者に対する、指導・助言などについても、国が行うこととしております。なお、認定の三つのタイプのうち、再資源化工程の高度化に関する認定は、地方公共団体が、廃棄物処理法に基づき、既に指導などを行っている既存施設に関するものであることから、引き続き、地方公共団体が、指導などを行うこととしています。 この他の点についていただいた御意見についても、今後の策定された本計画に基づく施策の実施に当たって参考とさせていただきます。</p>

NO	御意見	御意見に対する考え方
19	<p>1.基本計画の視点 <該当箇所> 総論であるため、特定の該当箇所はありません。 <意見の要約> 廃棄物の適正管理から資源の効率的な利用との視点へのシフトをより鮮明に打ち出すべき。 <意見内容> 本基本計画(案)は、大変良く整理されており、これまでの循環型社会形成に向けた内外の動向が体系的に整理されている点は高く評価できると考えます。循環型社会形成推進法により、従来の廃棄物管理との視点から資源の適正利用との視点に大きくシフトしたはずですが、廃棄物管理との視点がまだ色濃く残っているように思いますので、資源の有効利用に向けた新たなビジネスチャンスの創出、ビジネスモデルの開発といった視点を強化していただきたいと考えます。 <意見の理由> 厚生省、環境省では、1970年代から米国のRCRA (Resource Conservation and Recovery Act)等を学ぶ中で、将来は資源利用との観点が重要になるとの認識を持っていましたが、行政としては、廃棄物の適正処理との観点からの分別収集やごみの減量化にとどまっていた。1990年代になり、資源の有効利用という視点が導入されましたが、やはり十分とは言えず、2000年の循環型社会形成促進基本法により、初めて本格的な取組が進められることになったと認識しています。 資源を大切にするととの観点からは、小型家電や家電製品の長寿命化に向けた取組、故障時にすぐ廃棄するのではなく修理できるようなリペアの仕組みづくり、ファストファッションだけでなく衣服を大切にする文化づくりなどの施策をより強力に展開する必要があると考えます。</p> <p>2. 教育、特に学校教育の重要性 <該当箇所> P49 18-20行、P61 4.2各主体の役割、P101 32行-102 7行等 <意見の要約> 循環共生型社会の構築に向けては、行政の施策とともに、市民の自覚と行動が重要。そのためには、教育、特に学校教育における取組の強化が不可欠。 <意見内容> 循環共生型社会の構築には、市民一人ひとりが果たすべき役割が極めて重要です。市民に対する啓発活動は、NPO・NGOと自治体等の連携によっても進められますが、次世代を担う子供たちに対する学校教育が果たすべき役割が極めて重要です。「各主体の役割」において、NGO・NPO等や、大学等の学術、研究機関については言及されていますが、学校教員や社会教育施設の職員のような「教育者」が重要なステークホルダーとして位置付けられていません。「各主体の役割」の中に、新たに「学校教員等の教育者」を加え、教育者が果たす役割の重要性を強調してください。 <意見の理由> 循環共生型社会の構築に向けて教育者が果たす役割の重要性を明確に示すため。</p> <p>3. 小型家電や家電製品等の長寿命化に向けた取組 <該当箇所> P67 4.2.6事業者に期待される役割、P88自動車、小型家電・家電 等 <意見の要約> パーツの保存期間の延長や故障に際しての修理等による小型家電や家電製品等をはじめとする製品の長寿命化に向けた取組を推進すべき。 <意見内容> 近年の傾向として、小型家電や家電製品等については、故障した場合には修理するのではなく、当該パーツを交換することが主流になっています。そのため、パーツの保存期間が終了した後では、故障した機器を修理することができず、ほぼ使えるものであっても一つのパーツの不具合のために廃棄して買い替えざるを得ません。パーツの保存期間の延長や、パーツの規格の共通化等を進めることにより、それらの機器の長寿命化を図ることが、リサイクルに先立って進められるべき重要な施策と考えます。 また、諸外国を見ると、ちよつとした故障は自ら修理できるような仕組みになっていたり、街の修理屋さんを持っていくと修理してもらえます。日本では、昔は修理屋さんが多くいましたが、今ではめったに見かけなくなりました。技術者の定年後の仕事としてとか、障害者の職業訓練とかと連動させ、リペア業界の育成を強力に推進することが期待されます。 <意見の理由> 上記意見内容の通り。</p> <p>4. 消費者によるレジ袋やペットボトルの再使用の促進 <該当箇所> P64 4.2.3国民に期待される役割 等 <意見の要約> 事業者サイドでは難しいレジ袋やペットボトルの再使用を、消費者の責任において自主的に推進する取組みを支援する。 <意見内容> レジ袋やペットボトルは、ワンウェイ製品として忌避されており、代替としてマイバッグやマイボトルが推奨されています。しかし、レジ袋は軽量で持ち運びも便利であり、繰り返し使用することが可能です。同様に、ペットボトルもマイボトルと比べて軽量であり、マイボトルがない場合でも、すぐにリフィル用に用いることができます。事業者に対してレジ袋やペットボトルの再使用を求めることは各種の規制等から困難と考えられますが、消費者がその(衛生面等の)リスクを認識したうえで再使用することは可能と考えられます。その結果、新たなレジ袋やペットボトル販売の削減につながると考えられることから、消費者教育の一環として、レジ袋やペットボトルの再使用の可能性とリスクについて周知することが期待されます。 <意見の理由> いたずらにレジ袋やペットボトルを敵視するのではなく、消費者の責任においてうまく再使用することにより、資源を節約し、ごみの排出量を削減できるため。</p>	<p>本計画では、副題にもありますとおり、循環経済を国家戦略として進めていくものとしており、過去の計画から大きくシフトしております。教育については非常に重要と考えており、5.4.1に教育に関連する施策を複数お示ししております。 御意見を踏まえ、5.3.1に次のとおり追記いたします。「製品の長期利用を推進するとともに、消費者の意識や行動の変容につなげるため、使用済製品等のリユース・リペア等を促進するために必要な措置を講じる。」</p>

NO	御意見	御意見に対する考え方
	<p>5. 公共施設におけるリフィル設備の設置促進 <該当箇所> P40 2.2.1①プラスチック・廃油 等 <意見の要約> マイボトル等の活用を促進するため、公共施設におけるリフィル設備の設置を促進するような施策を推進。 <意見内容> 台湾をはじめとする外国では、主要な公共施設等には必ずリフィル設備が設置されており、誰でも無料でマイボトルへの水やお湯の供給ができるようになっていきます。日本でも、近年は酷暑の夏が続き、マイボトルを持参してもすぐに飲み干してしまい、水分の補給のためにさらにペットボトルを買い求めて熱中症対策を行わなければならない状況が続いています。学生に対するアンケートを行った際にも、取り組みたい活動の最上位にペットボトルの利用削減があげられましたが、結果を確認するとできなかった活動の最上位にペットボトル使用削減がありました。その理由を尋ねると、マイボトルではすぐに飲料がなくなり、夏の酷暑に対応できないとの回答が多数を占めました。もともと駅や一部の公共施設では水飲み設備が設置されていますが、主要公共施設におけるリフィル設備の設置の義務化等によりリフィル設備の大幅な拡充が行われれば、マイボトル等の利用拡大につながると考えられます。 <意見の理由> 日本でも昔行われ、外国でも一般化しているリフィルの文化を復活させることにより、マイボトルの利用拡大、その結果として、健康を害することなく小型のペットボトル削減を実現できるため。</p> <p>6. 衣服のリペア、再使用の促進 <該当箇所> P90 5.2.8ファッション(繊維製品) 等 <意見の要約> 捨てられたり、タンスにしまわれたままの衣服の再利用を促進するために、衣服のリペアや再使用のための(流通)システムを支援。 <意見内容> 私たちの暮らしの中で、多くの衣服が様々な理由からタンスにしまわれたままであったり、捨てられたりしています。一方で、衣服を譲ってリユースしてもらおうと考えても、ほとんどただ同然でしか引き取ってもらえず、結果的にごみとして捨てるケースも多々見受けられます。特に、子どもの衣服はすぐに小さくなり、着られなくなることから、かつては団地等で他の小さな子供に譲るような団地文化がありました。現在は、ファストファッションが主流になっていますが、西欧のように、着られなくなった衣服をリサイクルショップで売買するような流通の仕組みを構築・強化するとともに、消費者教育等を通じて、不要になった衣服の譲渡をコミュニティレベルで進めるような文化の復活に向けた施策を、消費者教育を含めて推進するよう期待します。 <意見の理由> ファストファッションの文化が進んでいる中、不要になった衣服のリユース促進が喫緊の課題になっているため。</p>	

NO	御意見	御意見に対する考え方
20	<p>・該当箇所 P6 13行目 ・意見の要約)化石燃料を始めとした地下資源への依存度を下げ、とありますが、なぜ下げるのですか。 ・意見内容)化石燃料は枯渇すると言われながら既に50年以上経っていますが無くなりません。専門家の話では、まだ採掘していない燃料もたくさんあると言い、地上資源の風や太陽光ばかりに頼るのは「安定的にエネルギーを確保できない」とする専門家も少なくありません。それぞれ地上も地下もバランスよくお取りになられるようにされると良いと思います。 今の再生エネルギーへ偏重していく政策はさらなる議論の必要性を感じますがいかがでしょうか。</p> <p>・該当箇所 P7 9行目 ・意見の要約) 国連環境計画国際資源パネル(UNEP IRP)7(以下「IRP」という。)の「世界資源～とありますが、世界で見ると、諸外国のほとんどは大陸であり、日本は島国です。それぞれの違いもあるため十把一絡げで言うのはいかがなものかと存じますし、数字は各国で違うのは当然の事であり、一律に同じ数字にしてしまうのは無理があると考えます。また、気候変動も前述の専門家の話によると、100年で0.7℃。30年で0.2℃しか上がっていないとしています。 ・意見内容) そのため、あらゆる視点から見てさらなる議論を重ねていく必要性を感じますがいかがでしょうか。</p> <p>・該当箇所 P8 21行目 ・意見の要約) すなわち脱炭素～社会を作り出すことが出来るとありますが、「脱炭素」するのはなぜですか。 ・意見内容)地球温暖化と言われていますが、前述の専門家の話によりますと、温暖化の事実はありません。気象庁のデータをグラフにしても台風激甚化もしていませんし、気候変動もしていません。また、温暖化と大騒ぎした科学雑誌ネイチャーは、南極のクマの写真もウソだったと謝罪。南の島が沈没すると言われていたがなくなるどころか増えていると前述の専門家の話。また、前述の通り100年で0.7℃しか上がっていない。 CO2を減らすことで温度を下げようとする、1兆トンで0.5℃下がる。日本は年間10億トンなので2050年ゼロ目指したとすると計算式で0.0075℃しか下がりません。 それなのに、なぜ脱炭素でそれが作り出せると言えるのか、こちらもしっかりと議論を重ねていく必要性を感じますがいかがでしょうか。</p> <p>・該当箇所 P8 26行目 ・意見の要約) 暮らしを改善して現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質～とありますが、根本が間違っていますので見直しが必要と思われます。脱炭素と言いながら、森林伐採して自然を破壊し、建物やソーラーパネルや風力発電を増やしています。矛盾だらけであり、それで高い生活の質を高めるとは到底思えません。 ・意見内容) 子どもたちにそのような愚かな大人の姿を見せることは憚れると思われそうですがいかがでしょうか。もっと地球を信頼し豊かな資源に感謝してより良く活かし合うことを国民みんなで考えるべきではないかと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>・該当箇所 P8 27行目 ・意見の要約) 持続可能な社会を実現し持続可能な開発目標(SDGs)とありますが、欧州でもほとんど行われていませんし、日本と海外では地形も自然環境も違うため、西洋と何でもかんでも同じようにする、ということ自体無理があるように思います。 ・意見内容)日本は本来循環型で暮らしていました。日本独自のやり方で無理なく楽しく続けられる日本の国土や地域ごとの自然の理にかなった方法で行うのが良いのではないかと、世界と同じように、とするのは会う場合もあるし合わない場合もあると考えますため、全て同じというのはかなり無理があると考えますがいかがでしょうか。</p> <p>・該当箇所 P9 13行目 ・意見の要約) 1.5 度上昇に近づきつつありますが、世界平均の温度として誰がいつどのようにして計測されたのでしょうか。 世界は砂漠も湿原も南極も北極も山も川も森もアスファルトの都会もあります。それらをおしなべて一緒に考えようとするところに無理があるように思います。 ・意見内容)それぞれの国ごとにその国の人たちが暮らしやすい環境を考えれば良いのであって、なぜ世界で同じようにと進めていかれるのでございますか。 人間も寒がり暑がりの人がいるようにそれぞれ違っています、が、違うのが当然でそれで良いのではと考えますがいかがでしょうか。</p>	<p>本計画案については、様々な有識者の皆様に御審議いただきながら作成したものです。いただいた御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

NO	御意見	御意見に対する考え方
21	<p>・該当箇所 P9 14行目 ・意見の要約) 現在の全世界の種の絶滅速度～とありますが、人間の都合で動物さんの住処を壊したり、食べたり殺したりすることも大きい要因の一つと考えます。 ・意見内容)人間はもっと謙虚に共存共生の道を探ることも大切と考えますがいかがでしょうか。</p> <p>・該当箇所 P9.10 行目 ・意見の要約) ネイチャーポジティブ ネットゼロ、ドライビングフォース、デカップリング等々、他のページでもカタカナ表記の専門用語が多くわかりにくいです。 ・意見内容)国民が分かりやすいように日本語での表記、可能な限り日本語での表現に変えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>・該当箇所 P11 12行目 ・意見の要約) 循環経済への移行に向けた取組は世界的な潮流となつてとありますが、世界のどちらの国でその流れを作っていますか？ ・意見内容)日本は今、世界の流れに呑みこまれているように思います。世界がどのように動いていても日本は日本の国土や国民の生活習慣や文化や風習の良いところを遺し国民が豊かにしあわせに暮らしやすい生き方が出来る環境を日本独自で国民みんなで考えて作りだしていくのがより良いのではないかと考えますがいかがでしょうか。 欧米のやり方で良いところは取り入れ、日本には合わないと思うところは捨てる。すべて欧米とあわせようとする事自体無理があるように思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>・該当箇所 P11 24行目 ・意見の要約) 同時解決するための勝ち筋と言えるとありますが、勝ち負けにこだわる必要はないと思われれます。 ・意見内容) 勝ちたいというのなら、日本国民が心から望んだことで国民が豊かで幸せな笑顔でいられることが出来た時に、そう表現なされると良いと思います。意識の方向がズレていると考えます。そもそも根本とする原因がズレていますのでそれで勝った負けたと言うのも疑問に思うところでもありますがいかがでしょうか。</p> <p>・該当箇所 P12 11行目 ・意見の要約) 「地球温暖化対策計画」とありますが前述の専門家によりますと温暖化していません。 ・意見内容)そもそもの原点に戻って見直す必要性を感じますがいかがでしょうか。</p> <p>・該当箇所 P12 36行目 ・意見の要約) 「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すことを宣言した。とありますが、前述の通り、ゼロにした場合0.0075℃しか下がりませんし、そもそも世界各国は脱炭素していません。世界で見ると日本は3%程度。中国は30%、大国が脱炭素していないのに3%の日本が空ぞうきを絞るようにながらんでいるだけでは解決できません。 ・意見内容) 世界各国とよく話し合うのも大切ですが、国民の声も國はよく聞いていただきたい。そんなにながらばって予算をつぎ込んで結果は期待できません。その予算があれば「今」困っている方たちのために予算を回し、子どもたちの教育につぎ込むことの方が国民の理解も得られ、結果も必ずついてくると考えますがいかがでしょうか。</p> <p>・該当箇所 P14 1行目 ・意見の要約) 全国的に人口減少、少子高齢化が進んでいるが、地方ではより～とありますが、なぜ人口が減少しているとお考えですか。若い人たちが安心して子どもを産み育てる環境にないからです。 ・意見内容) 各省庁とも連携し女性が安心して産み育てる環境作りに意識を向けることが重要だと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>・該当箇所 P15 12行目 ・意見の要約) 中小企業の人手不足感は強くなっているとありますが、解消するための政策をお考えですか。日本も少数の大企業と多数の中小企業から経済が成り立っています。大勢の中小企業の人たちを大切にしないままの政策の不備が考えられます。 ・意見内容) 多くの国民が働く中小企業を大切に政策も早急に進めていただきたいと考えますがいかがでしょうか。 穴埋め的に外国からの労働者でやりくりしようとする政策はやめていただきたい。まず日本は日本人の労働で経済循環するようになりたい。安い労働力だからと言って安易に海外の人たちを雇用していくやり方は個々のケースにあわせ柔軟に対応しながらも基本は日本人労働力を大切に政策をお願いしたいと考えますがいかがでしょうか。</p>	<p>本計画案については、様々な有識者の皆様に御審議いただきながら作成したものです。本計画案の内容について、より伝わりやすくするため、パンフレットの作成・配布についても検討してまいります。循環経済への移行に向けては、欧州の取組が先行しておりますが、国際交渉の場において、日本が議論をリードしながら、我が国の考え方が世界に伝わるように取り組んでまいります。また、資源循環分野にも中小企業は多いことから、本計画案の5.4.1に記載したとおり、担い手確保に向けて取り組んでまいります。このほか、いただいた御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

NO	御意見	御意見に対する考え方
22	<p>・該当箇所 P19 31行目 ・意見の要約) 肥料原料の多くを海外からの輸入に依存している。とありますが、輸入に頼らずとも国内で自給できるような栽培法を農水省とも連携して進めていただきそれに関わる法律や条約の見直しも必須と考えます。(種苗法等含む) ・意見内容) 物流が止まると農家さんは作物をつくる事が出来なくなり、国民は飢えます。他の政策に先駆けて早急に取り組んでいただきたい重要課題と考えますがいかがでしょうか。</p> <p>・該当箇所 P22 18行目 ・意見の要約) 平均より 1.45℃高くなったと報告した。生物多様性や生態系サービスは、人間活動により世界的な悪化が続いている。とありますが、前述の通り。また、産業が発達しているので温度が上がるのは当然の事と考え大騒ぎする事ではなく自然な事です。 ・意見内容) 人間活動により悪化と分かっているのであれば悪化しない、かえってより良くなる方法を知恵ある人間として考えれば良いと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>・該当箇所 P27 9行目 ・意見の要約) 分別の徹底や資源回収などの市民の取組とありますが、自治体のごみ焼却場の焼却力の違いにより燃やせる範囲が違っているとお聞きします。それについて市民への周知が行われていません。 ・意見内容) 各自治体ごとに、分別していることは本当に意味あるのか。どのように処理されているのか。市民に広く広報していただきたいと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>・該当箇所 P28 9行目 ・意見の要約) 外国人人口が 43.6%増加しているとありますが、外国人にとって日本語習得はかなりの時間とエネルギーを要するとお聞きします。日本語を習得していただく際には、日本の風習や文化やルール日本人の考えた等もあわせて学んでいただけるようにしていただきたい。 トラブルや迷惑行為も日本のことが分からないため起こるものが多いと考えます。 ・意見内容) 犯罪へと進む前に外国人の方には日本語習得時に併せて日本のことを教えるプログラムも併せて行っていただける仕組みも作っていただきたいと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>・該当箇所 P31 20行目 ・意見の要約) 気象災害が頻発化・激甚化しており、甚大な被害が発生しているとありますが、前述の通り、激甚化していません。 ・意見内容)さらなる検証と議論の必要性を感じますがいかがでしょうか。</p> <p>・該当箇所 P 33 5行目 ・意見の要約) 原発事故により放出された放射性物質による環境汚染からの再生と復興について、原発事故のその後の住民の健康や経済損失等が国民にひろく伝えられていません。 また、その支援やサポート体制はいかになっていますか。 NHKによると復興支援金は10年で約32兆円、一方コロナは単年で約77兆円(100兆円超えている)。こちらも、支援金額とその結果を検証し、広く国民に広報していただきたいと考えますがいかがでしょうか。 ・意見内容) NHKによると復興支援金は10年で約32兆円、一方コロナは単年で約77兆円(100兆円超えている)。復興支援金は住民や被災された方たちにとりまして十分な金額だったのでしょうか。それで国は充分支援したと言えるものだったのでしょうか。これからも支援は続くと思われませんが、こちらも、支援金額とその結果を検証し、広く国民に広報していただきたいと考えますがいかがでしょうか。 さらにそこにワクチン工場が出来ています。 汚染された土地でワクチン作っても大丈夫なのでしょう。か。 そもそもそのワクチン工場はほんとうに国民が望んでいるのでしょうか。 国はもっと国民の声を真摯にお聞きしていただきたいと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>・該当箇所 P 34 27行目 ・意見の要約) 人類の活動は地球の環境収容力を超えつつあるとありますが、地球のことを矮小化しています。地球を信頼し豊かな恵みに畏敬の念と感謝の心で、地球に生かしていただいていることに人間はもっと謙虚になって考えることも必要かと存じます。 だからといって地球を際限なく汚すというのではありません。 ・意見内容) 「何のためにやるのか」人間はもっと真摯に考えてモノづくり経済活動をしていく事が重要で、小手先の対策ではなく根本にかえり、国民みんなで考える時ではないかと考えますがいかがでしょうか。</p>	<p>本計画案については、様々な有識者の皆様に御審議いただきながら作成したものであり、原案のとおりとさせていただきます。なお、地域ごとのごみの分別の意義・必要性が分かることは、ごみの適切な分別への理解を深めることとなるものであり、これに資する情報提供についても地方公共団体による「廃棄物の分別収集の徹底」のための取組の一つの例となるものと考えております。実際にどのような情報を提供するかは各地方公共団体の判断によりますが、いただいた御意見についても参考とさせていただきます。</p> <p>なお、東日本大震災の被災地の復興に向けて除染や汚染廃棄物処理等、環境再生の取組を進めてきました。引き続き理解醸成の取組を進めます。</p>

NO	御意見	御意見に対する考え方
23	<p>・該当箇所 P 36 3行目 ・意見の要約) 世界をリードする道を歩んでいくべきであるとありますが、日本に良くて世界にとって良いとは限りません。日本は日本のやり方で、世界は世界に合ったやり方で良いのではないのでしょうか。 ・意見内容) その中でお互いが良いと思ったことは取り入れ試してみる。リードするとか、遅れているとかとうよりも、意識の方向はその国に暮らす人たちが心地良くしあわせに過ごすために何が出来るのか、そこに意識を向け続けていく事が重要だと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>・該当箇所 P 40 21行目 ・意見の要約) 2020年7月に制度化したレジ袋有料化とありますが、これを行うことによって国民にとりましてどんな良い事があったとお考えですか。 レジ袋にお金がかかるためお小遣いから欲しい商品の予算が数円足りなくなって買えなかった子ども。有料になったため、国民の負担が増え、お店もそのための負担も増え、それでレジ袋が減ったのでしょうか。マイバック忘れた人のためにナイロンなどのマイバックが大量にお店の棚に並び、レジ袋を家庭のごみ袋として使っていた人たちは、ゴミ袋用のビニール袋を購入するためか、こちらもお店の棚にビニール袋が売られています。 ・意見内容) このような事実を踏まえ、この政策がどのような影響メリットデメリット、そして、ビニールの生産数の増減、そして海洋ゴミとして減少したのか否か、国民の意識と実態調査等も行い、検証結果を広く国民に広報していただきたいと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>・該当箇所 P 44 10行目 ・意見の要約) 小型家電・家電について、リサイクル法によりどんなメリットデメリットがあったのか、こちらも検証し結果を広く国民に広報していただきたいと考えますがいかがでしょうか。 家電店の話よりも、昔は何十年も使用できた冷蔵庫も故障すると大変になるからとあえて十年で壊れるように作っていると話します。 そのため、部品も十年でなくなるため修理も出来なくなっています。 ・意見内容) 日本の技術力を持って、何十年も使用できるような製品をつくる仕組みづくりにも力を入れていただきたい。故障したら修理しながら使えるように取り組んでいただきたい。物が売れなくなったら企業の従業員にお金が回らなくなってしまいますが、それを国が支援するようにする、従業員はその時間とエネルギーをさらにより良く暮らせるようなモノやサービスを生み出すために費やせるようにしていく、そんな仕組みづくりを考えていただきたいと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>・該当箇所 P 59 2行目 ・意見の要約) 円滑・迅速な処理を行うことができない市町村に対する国の代行処理等によりとありますが、災害時の自治体におけるマニュアルが整備されていません。 ・意見内容) 避難する人や動物のためのマニュアルと同様、ゴミ問題等も含めたマニュアル作成は各自治体が主体となって早急に作成する必要性を感じますがいかがでしょうか。首長に万が一の場合も想定し、誰が見てもそのマニュアルにしたがえば出来るような手順書の作成も備えておくことと安心であると考えますがいかがでしょうか。それは電気が使えない場合に備えて紙媒体でのマニュアルの作成も含めます。</p> <p>・該当箇所 P 64 20行目 ・意見の要約) 無駄なものを買わないこととありますが、無駄というのはだれがどのようにして無駄と判断するのですか？ ・意見内容) 国は前回ワクチンを6600億円分破棄しました。 これは大きな無駄遣いであり、国は国民にお手本を示していただきたいと考えますがいかがでしょうか。国民の声をもっとお聞きになっていただきたいという意味でございます。国民の声を聴かず勝手に購入するのはおやめいただきたいと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>・該当箇所 P73 18行目 ・意見の要約) 循環経済関連ビジネスの市場規模を現在の約 50 兆円から 80 兆円とありますが、目標を立てることを反対しているわけではありませんが、「数字」ばかりに意識を向けるのではなく、「何のために」が大事です。 ・意見内容) それは人や動物生き物にとって最善のものとなるのか否か、そちらを目標としていただきたいと考えますがいかがでしょうか。そのあとに、予算が移行してそうなったというのであればわかりますが、順番が逆のように思われますがいかがでしょうか。</p>	<p>世界経済のグローバル化が進んでおり、製品の輸出入が行われている中で、国際的なルールがどのようなものになるかは、我が国における資源循環施策や産業政策にも大きな影響があります。この中で、日本にあったやり方で資源循環を進めていくためには、日本の意見をしっかりと世界にも理解してもらえよう、国際的な議論の場で発信していくことが重要です。</p> <p>レジ袋有料化については、民間調査会社によるデータによると、2020年7月に実施されましたレジ袋有料化によりまして、レジ袋の国内流通量は実施前の年の2019年には約20万トンであったのに対して、2021年は約10万トンとおおむね半減しています。また、容器包装の利用量が年間50トン以上の利用事業者からは容器包装リサイクル法に基づく報告を受けておりますが、その結果によりますと、レジ袋には限定されるものではございませんけれども、商品を販売するために用いたプラスチック製の袋の量につきましては、レジ袋有料化実施前の年の2019年度には約3万6000トンでありましたが、2021年には約1万6000トンまで減少したというデータになってございます。</p> <p>さらに、2022年9月から10月にかけて内閣府が実施した世論調査では、レジ袋有料化後にレジ袋の辞退率の状況、辞退の状況を確認したところ、レジ袋が有料の場合に辞退している方は約85%という結果が出ております。</p> <p>また、小型家電リサイクル法や家電リサイクル法の施行により生じた事象については、それぞれの制度の施行状況の評価・検討に関する報告書等において取りまとめられております。 (小型家電リサイクル法) https://www.env.go.jp/content/900516006.pdf (家電リサイクル法) https://www.env.go.jp/content/000042987.pdf</p> <p>なお、循環経済においては、修理等により製品等の長寿命化が促進されることになるものであり、家電リサイクル法により製品の寿命が短くなるものではございません。</p> <p>また、災害廃棄物に関しては、災害廃棄物処理計画の策定率は毎年上昇しており、都道府県では100%、市町村では2021年度時点で72%となるなど、災害廃棄物処理対策の構築に向けて取組が進んできているところです。災害廃棄物処理計画の策定率を100%に近づけることに加え、引き続き、災害廃棄物の教育・訓練等を通じて計画の実効性向上を図ってまいります。</p> <p>このほか、いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

NO	御意見	御意見に対する考え方
24	<p>1. 80P 8-14L 「遺伝子技術を活用して微生物や動植物の細胞を用いて有用物質の生産等を行うバイオものづくりについて、研究開発・事業化を支援するとともに、初期需要の創出・市場拡大や製品コスト低減、消費者の行動変容に向けた制度的措置を一体的に検討・実施する。また、バイオものづくりに係る国際連携の推進や、サプライチェーン全体を考慮した環境影響等の評価システムの構築も含め、グローバル展開を検討する製品やプロセスなどの標準化等に企業とも連携して取り組む。」 このようなバイオものづくりの支援には反対です。 「ガス排出量削減」と称して、種のゲノム編集、遺伝子組み換え食品、昆虫食や培養肉等の開発促進は一切やめてください。 健康への影響は未知数です。そのような「不自然な」食品を「製造」するのではなく、なるべく自然に近い形の生産方式に戻すほうが自然であり、「循環型」と言えます。</p> <p>2. 68P 5-6L 「化学農薬・化学肥料や化石燃料の使用抑制等を通じた環境負荷の軽減を図り」賛成です。 ただ、種や種籾に化学的に手を加えて生産する方法には反対です。</p> <p>3. 75P 5-7L 「また、温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして国が認証する J-クレジット制度の農林水産分野での活用の促進することで民間資金の呼び込みを図る。」 世界に占める日本のガス排出量が3%にしか過ぎないこと、日本のガス排出量全体に占める農林水産分野の割合は4.2%にしか過ぎない状況でこれを呼び込むのは疑問です。</p> <p>4. 84P19-24L 「バイオものづくりを効率的に行うための生物資源(微生物・植物・酵素)の拡充及び拡充技術開発、物質生産を効率的に行う産業用微生物・植物・酵素の開発、工業化に向けたバイオ生産プロセス技術開発(大量培養、物質の分離・精製・回収)を実施するとともに、これら技術の統合された基盤を整備し、バイオ由来製品のフラスコレベルの小規模生産から始まる生産実証を行うことでバイオものづくりの社会実装を推進する。」 バイオものづくりについては、反対です。安心・安全面が明らかになるまで。 まずは、自給率100%を目指すべく、計画を作成していただきたいです。 自然農法にまさる生産方法はありませぬ。「ガス排出量削減」と称して健康リスクが明らかでないものを進めるのはやめてください。バイオものづくりが循環型社会を生み出すとは到底思えません。特定の利権がすすむだけと懸念します。</p> <p>5. 92P 25-27L 「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化する「クロスコンプライアンス」を導入する。」 農林水産業の第一の目標は自給率100%の達成であると考えます。 そのために必要な補助に循環型を要件化するクロスコンプライアンスの導入は控えるべきと考えます。</p> <p>6. 89P 31-33L 「急速に普及が進む太陽光発電設備、リチウム蓄電池、炭素繊維強化プラスチック等の新製品・新素材についての3R・資源循環に関する技術開発・設備導入を支援する。」 ソーラーや風力発電の設備は、現時点では有害な廃棄物、周辺環境・生態系に影響を及ぼすものにしかならないものです。これらの設備の影響について情報収集・分析(つまりソーラーや風力発電施設)をするべき。設置推進には反対です。</p> <p>7. 74P 8-10L 「地域コミュニティの再生、雇用の創出、地場産業の振興や高齢化への対応、生態系保全等地域課題の解決や地方創生の実現に向け、下記の取組の地域産業としての育成につながるよう取組を促進する。」 地域産業育成への取り組み自体は大賛成です。ただし、経済・利益循環が地域(国内)で完結するように、外資規制をかけるべきと考えます。</p>	<p>バイオものづくりは、遺伝子技術を活用して微生物や動植物の細胞を用いて有用物質の生産等を行うテクノロジーであり、化学素材、燃料、医薬品、動物繊維、食品等、様々な産業分野での利用が期待される技術です。いただいたご意見も踏まえながら、バイオ由来製品の安全性の確保に留意するとともに、消費者の方々に受け入れられるよう、リスクコミュニケーション等の取組を進めてまいります。</p> <p>再生可能エネルギーの推進の是非や設置に係る規制等に関しては、本計画で何らかの方針を示すものではなく、エネルギー政策や自然環境保護の観点から検討を行うものですが、既に設置された再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルについては、太陽光発電設備のリサイクルについてはガイドラインを策定し、風力発電設備のリサイクルの実証事業についても支援を行ってきました。加えて、本計画案のP.89の22行目(パブリックコメント版のページ数・行数)においても</p> <p>「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会中間取りまとめ」を踏まえ、2030年代後半以降に排出量が顕著に増加すると想定される太陽光発電設備については、リユースやリサイクルを促進・円滑化するために、引渡し及び引取りが確実に実施されるための新たな仕組みの構築に向けて検討を進めていく。」こととしており、再生可能エネルギー発電設備の適正な廃棄の実施・リユース・リサイクルの促進に向けて引き続き取り組んでまいります。</p> <p>このほか、いただいた御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
25	<p>改質リグニン等の表現があるが、バイオマス資源からのリグニンの利用開発は、リグノフェノールからスタートして、現在も開発が進められています。基本計画に改質リグニン等の表現がありますが、以下の通りリグフェノールを追記していただきたい。</p> <p>・p.42 3行目 木材については、…リグノフェノール・改質リグニン等の木質系新素材への活用やパーティクルボード等への再生利用を進める。</p> <p>・p.56 19行目 適切な森林管理や木材の利用拡大を通じたリグノフェノール等の森林資源の循環利用、プラスチックや金属資源等の資源循環……</p> <p>・P.85 1行目 バイオマスからセルロースナノファイバーやリグノフェノール・改質リグニン等の化成品等を製造する革新的な脱炭素技術の研究開発や実証を推進する。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。頂いた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

NO	御意見	御意見に対する考え方
26	<p><該当ページ> ページ42 行1~4 <意見の要約> 「建築および外構・土木用材として、用途に応じて防腐処理などの適切な保存処理を施して長期的な利用を進めるとともに」 <内容・理由> 経年劣化が想定される使用環境で木材を使用する場合は加圧注入処理などの適切な防腐防蟻処理をすることが求められています。使用環境別の防腐処理区分については製材のJASにて、使用する薬剤についてはJIS K 1570、JIS K 1571にて規格が定められており、また国交省官庁営繕部の仕様書「木造計画・設計基準」では長い耐用年数が求められる建築部については防腐処理をすることが記載されています。防腐防蟻処理工場の民間業者の団体である日本木材防腐工業組合は昨年6月に農林水産省と「防腐処理木材の利用拡大による建築物木材利用促進協定」を締結して、防腐処理技術の啓発や製品の普及促進に努めています。製品の供給体制としてJAS認証工場やAQ認証工場の制度に困って信頼できる供給体制が国内に整っています。</p> <p><該当ページ> ページ88 行24~25 <意見の要約> 「建築分野におけるCLT等の木材の防腐処理等の長期使用・再利用の方策を検証するほか、普及促進に向けた関連情報等の整理を行う」 <内容・理由> 日本木材防腐工業組合では、CLTの耐久性確保の為に、まだ未整備である防腐処理規格のJAS化に向けた検証事業を行っています。</p>	<p>ご指摘をふまえ、「建築用材等として長期的な利用を進める」に修正します。なお、「長期的な利用を進める」には、防腐処理などの適切な保存処理を施すことも含まれております。</p> <p>貴重な御意見ありがとうございます。今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
27	<p>1. 化石燃料を始めとする地下資源への依存度を下げると、新技術に用いられるレアアースの使用制限へとつながるため、化石燃料を始めとする地下資源は、過去の地球と現在の地球との循環ととらえ、急激な環境変化を防ぎつつ有効利用して行くという考えに変更する必要がある。</p> <p>2. 現在の再エネとして増加している太陽光パネルやEVで多用されているリチウムイオン電池などの廃棄・再利用および有害物質の処理については、受益者(発電事業者)によるコスト負担義務化も含めて、特別に科学的な具体策を盛り込むべきである。</p> <p>3. プラスチックやペットの再利用については、焼却して発電に利用する以外は、再利用にかけるエネルギーが新規生産より必要とされるという報告もあるため、この点についての検証報告が必須である。</p> <p>4. 海洋プラスチックについては、中国などによる公海への不法投棄などを協力で監視する方策を早急に構築すべきであり、国内の消費者に過度の負担となるような施策は廃止すべきである。</p> <p>5. 核廃棄物などの処理においては、核変換などの先端的科学研究が必要と思われるため、増税ではなく投資的国債の積極的利用により、外国でなく国内の産学の研究を強力に推進すべきである。</p> <p>6. バイオものづくりについては、遺伝子組み換えやゲノム編集を安易に取り込むことになりかねないので、人体への悪影響や生態系の攪乱につながらないことの検証が先決であり、本計画での取り組みには反対である。</p> <p>7. 食品循環資源としては、廃棄食品の安易な飼料化やレンジリングなどは、危険食品の混入や共食いの影響が考えられるため、阻止が必要である。</p> <p>8. 現状の農林水産業に対して、温室効果ガスの排出削減努力を要請することは、日本の食料自給率低下を更に推し進める危険があるため、本計画では除外すべきである。</p>	<p>資源循環に資する取組を行う際には、産業への影響なども考慮した形で進める必要があり、本計画案においても、「各主体の目的や取組の間でトレードオフの関係が生じたり、各主体の利害が対立したり、技術的な課題に直面したり、多額の費用を要したりするなど、様々な困難があり得る。だからこそ、各主体が密接に連携して知恵を出し合い、最新技術等を活かしたイノベーションにより技術的・経済的な壁を乗り越えることや新たな経済的・社会的な仕組みを構築することに挑戦し、環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的な向上を追求していく必要がある。」と記載しております。</p> <p>また、本計画案においては、「持続可能な社会構築のため、循環型社会の実現を含む環境政策の推進に不可欠な科学的知見の集積及び技術開発等についても推進していく」こととしております。</p> <p>その時点の最新の科学的知見を踏まえて、環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的な向上ができるような形で取組を進めてまいります。</p>

NO	御意見	御意見に対する考え方
28	<p><意見の要約> 2030年を目指した基本計画への賛同と懸念の両面で意見を整理 賛同:動静脈連携やプラスチック資源循環の推進 懸念:プラスチック再生利用の定義や指標設定の仕組み整備、国際ルール形成や目標設定における対応力 P39 20行目 動静脈連携による資源循環の加速させることで、再生材利用の拡大を促す点について賛同します。 P40 17行目 「プラスチックの質の高い再生利用」は、マテリアルやケミカルでリサイクルしたプラスチックがバージンのプラスチックよりも優れたものになる可能性が現段階では低いが、CO2削減やリサイクルの価値を市場で認められる仕組みを導入し、バージンよりも質が高いと受け入れられる市場を形成することが重要です。 P41 14行目 再生可能なバイオマスから高付加価値の素材を抽出し、リサイクル材として活用する研究開発の促進に賛同します。 P76 12行目 P78 8行目 P80 28行目 P81 7行目 動静脈連携の推進には、動脈産業と静脈産業が協力し、資源の有効利用を通じて新たな市場価値を生み出し、持続可能な社会の実現に貢献できる可能性があります。法律や政策の効果的な機能には、実施状況の監視と評価が必要であり、資源循環の推進には連携や標準化だけでなく、ユーザーの意識付けも重要です。焼却・最終処分については、サーマルリカバリー(エネルギー回収)や埋め立て処分という言葉を避け、マテリアルリサイクルに重点を置くべきです。特に、サーマルリカバリーされている樹脂をマテリアルリサイクルに移行させるためには、制度や消費者の行動変容を促す仕組みづくりが必要です。ただし、現在進められているサーマルリカバリーを完全に否定せず、焼却や最終処分を最低限に抑えるべきであり、ただしその分を補填する仕組み(サーマルリカバリー事業者への補填施策等)も併せて検討する必要があると考えます。有害物質規制の強化には賛同しますが、全ての回収品を検査するのは困難であり、対象とする有害物質を限定する妥協点を見つける必要があります。また、具体的な施策を提言し、混入量の基準設定とトレーサビリティを明確にするシステムが必要です。国際競争力を確保するためには、国内の連携だけでなく海外との連携を促進し、海外の動向をベンチマークして重点的に取り組む必要があります。 P81 23行目 P82 4行目 プラスチック資源循環戦略やプラスチック資源循環促進法に基づく廃プラスチックの発生抑制、再使用、分別回収の推進や設計の標準化・ガイドライン整備は重要であり、廃プラスチックの循環利用と化石資源由来プラスチックの削減を進める取り組みに賛同します。 P84 26行目 社会実装のためには、課題を整理し製品を明確にし、技術開発の実証を行う必要があります。また、意識改革と行動変容が不可欠であり、市民や事業者の参加が重要です。新しい技術やプロセスの開発には時間とコストがかかるため、国際的な協力と対話を通じて共通の目標に向かって努力することが重要です。 P85 34行目 海外からレアメタルを確保するためには、サプライチェーンの構築や国内生産の支援、製品の海外流出を防ぐ仕組みの構築が重要です。</p> <p>P110 17行目 欧州主導で進められてしまったルール形成に対し、日本がリーダーシップを取り優位なルールを形成することは現時点では困難ですが、ものづくりや技術の視点で優位に立つ方策を見つけ、国際的な仕組みに組み込むことが重要です。 P115 3行目 目標値の妥当性や最終目標との繋がりが不明確であり、2030年に目標を達成した場合の社会の姿が具体的にイメージできない状況にあります。再生可能資源やバイオマス系天然資源の定義が曖昧であり、具体化が必要です。バイオマス資源は再生可能性資源として認識されている。 P123 11行目 資源循環の進捗を測定し、具体的な目標に取り組むことで持続可能な社会の実現に向けて進めることができます。再生プラスチックの生産量など具体的な数値目標の設定は、進捗の把握と施策の効果検証に役立ちます。定量的な目標が設定されていない指標や市場の変動により進捗の把握が困難になる可能性があります。そのためには関係者の協力が必要であり、プロセスが複雑で時間を要することも考慮する必要があります。循環経済への移行は長期的な取り組みであり、柔軟に対応するために継続的なサプライチェーン努力が必要です。 P130 27行目 指標の正確な反映を確認するためには、定期的な見直しと更新が必要であり、専門知識を持つ人材の確保とデータ収集・分析の体制が重要です。循環経済への移行は長期的な取り組みであり、柔軟に対応するために継続的な努力が必要です。</p>	<p>いただいた御意見は、いずれも今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、P.40に係る御意見については、課題として2.4.1に「環境価値の高い製品が選択されることで生まれる好循環を生み出すためには、消費者や住民の主体的な意識変革、行動変容を促し、環境価値に対する需要を創出する必要がある。」と記載しており、本計画案の国の役割の部分で、「循環経済への移行に当たっては、環境・経済・社会全体としては持続可能性を確保する上で重要であっても、各主体にとっては短期的に経済合理的ではない取組も必要に応じて実施されるようにしていくことが必要となるため、各主体の取組が円滑に進み、社会的に評価されるために必要な政策を実施する。」と記載しております。P.76、P.78、P.80、P.81に係る御意見のうち、マテリアルリサイクルへの移行への補填に係る御意見については、「短期的には経済合理的ではない等の理由により各主体の自主的な取組だけでは循環経済への移行に向けて十分な取組が進まない場合には、制度や予算を活用するなどにより必要な施策を講じていく。」と記載しており、これらを踏まえて取り組んでいくことを考えております。</p> <p>また、現在の循環型社会形成推進基本法においては、熱回収(サーマルリカバリー)は、循環的な利用の一つとして位置付けられております。リデュース・リユース・リサイクルの方が熱回収よりも優先順位が高いですが、本計画案においても</p> <p>熱回収を一部の取組で位置付けているように、熱回収を完全に否定しているわけではありません。4.2.2の「地方公共団体に期待される役割」においても、「廃棄物発電等の熱回収や生ごみ等からのメタン回収等の更なる推進」について記載しております。 有害物質に係る規制に関する御意見については、一般に何らかの規制が行われる場合には、御指摘いただいたような規制の実効性についても考慮した上で規制内容を定めることとなります。原案では、3.3「適正処理の更なる推進」に「電子マネーやITを活用したトレーサビリティの強化等による排出事業者責任の徹底」について記載しており、実際に具体的な規制の導入を検討する場合には、個別の規制対象に応じてどのような規制が実効的かつ効果的なものとなるのか、関係者の意見も聴きながら、検討してまいります。 P.110に係る御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、今後、国際機関や民間企業等と連携して国際的なルール形成をリードすることで、国内外一体的な資源循環施策を促進してまいります。 P.123、130に係る御意見については、毎年、有識者を交え指標について検討を行っております。いただいたご意見は、本計画及び個別施策における今後の数値目標検討にあたっての参考とさせていただきます。</p>

NO	御意見	御意見に対する考え方
29	<p>p33:29,32 p51:25-26 p60:6 p97:22-23 p109:10-16および30-33 除去土壌および特定廃棄物の減容化、再生利用はすべきではない。放射性物質は環境基本法13条の除外規定削除により公害原因物質となった。これに伴い公害規制法として整備し厳格に規制されなければならない。政令で環境基準を定め、省令で排出基準を定めることが先決である。基準値はいずれも「検出されない」を基本とするべきである。上記規制をしないまま減容化、再生利用を進めれば、汚染ばらまき政策になってしまう。原発過酷事故を許してしまった国として、放射能公害を二度と繰り返さないよう上記の法整備を早急に行うことが最低限の責務である。これ以上の方の空白は許されない。</p>	<p>除去土壌の再生利用については、利用先を管理体制が明確で、適切な管理が可能な公共事業等において、限定的に利用することを考えており、再生利用の前提となる基準省令等の策定に向けた検討を進めているところです。また、これまで福島県内で実証事業を実施してきており、安全に再生利用を実施できることを確認しております。さらに、東日本大震災復興基本法第3条に基づき閣議決定された『「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針』にも、「最終処分量を低減するため、国民の理解の下、政府一体となって除去土壌等の減容・再生利用等を進めることが重要」と記載されています。このほか、可燃性の特定廃棄物については、仮設焼却施設等において減容化を行いますが、排ガス等のモニタリングにより排ガス等が法令で定める基準を満たし、安全上問題のないことを確認しています。</p>
30	<p>1. 該当箇所 46ページ 21～22行、56ページ 31～32行、63ページ 31～32行、96ページ 21～22行 106ページ 3～4行 2. 意見の要約 一般廃棄物処理の有料化は、地方自治法第227条違反になります。有料化はごみの適正処理を妨げ、不法投棄につながる不適切な政策です。有料化を盛り込んだ基本計画では、廃棄物処理問題をさらに複雑にするだけで解決にはなりません。 3. 意見内容 一般廃棄物の処理責務のある区市町村がかかえる処理費用の問題は、住民にかかる費用の意識改革ではなく、廃棄物として処分が必要となった生産物の生産者側の問題です。国及び地方自治体は、これまでのように廃棄物の処理の施策とかける費用を考えるのではなく、廃棄物にしないための施策とその費用を考えることが必要です。国は、新しい生産物が作られるたびに廃棄物の処理費用が増えことに対して、その度に区市町村と住民に負担させるつもりでしょうか。排出者責任を住民とするのは間違いです。 4. 意見の理由 地方自治法第227条(手数料)では「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」と規定されており、住民に対して一律に処理費用にあたる手数料を取ることはできません。住民が適切に分別できず、それがもつて区市町村の設備が火災等で破損する事案が多く発生しており、これらの修繕の費用等を手数料や税金で賄うのは問題の原因を住民に向けているといえます。</p>	<p>地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号。以下「地方分権推進一括法」という。)により廃棄物処理法の手数料条項が削除されたことを理由に一般廃棄物処理の有料化を地方自治法第227条違反とする意見が一部ありますが、地方分権推進一括法では手数料徴収に係る地方自治法の規定と重複する個別法令上の規定を原則削除するという法文上の整理を行ったに過ぎず、手数料の徴収が可能であることに変更はありません。また、一般廃棄物処理の有料化は、経済的インセンティブを活用し一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革等に資する取組であるため、原案どおりとさせていただきます。</p>
31	<p>循環型社会形成推進基本計画案を拝読し、あらゆる要素を詰め込んだ将来のビジョンに感銘を受けました。これまで日本が廃棄物を減らしてきたことは、OECDの廃棄物量の推移などから見ても明らかで、これは他外国に誇れる大きな成果だと考えています。しかしながら、循環経済を本気で目指し、循環型社会へ転換するためには、当計画は理念は大変立派であるものの、実現策の大きな転換は見られず、「循環経済への国家“戦略”」と名乗るには到底心許ないと感じました。2050年脱炭素に向けて、世界がバックキャスト思考の下、さまざまな具体策を打ち出し、循環経済へと大きく舵を切っています。しかし当計画はこれまでの延長線上の策に留まっています。日本が過去には太陽光・風力発電で世界をリードしていたにもかかわらず、現在は脱炭素において何よりも重要である再生可能エネルギーの分野で完全に遅れをとっています。循環経済の分野においても、それと同じ轍を踏むことになる。非常に重要なこの先の5年間を本計画のまま進むのならば、日本は世界から取り残されてしまうと、いち国民として、大きな懸念を持っています。当計画はあらゆる分野をカバーするものですが、生活者として身近である部分、また個人的に関心を持っている部分について、以下に具体的な意見を申し上げます。 ●発生抑制を進めるための制度不足 3R+Renewableのヒエラルキーは、これまで数十年にわたり言われている通り、また当計画にある通り、Reduceが最上位です。にもかかわらず、当計画においても依然としてReduceを進めるための具体策が手薄すぎます。 P20/L18: 再生材の利用拡大についてEUの「包装材と包装廃棄物に関する規制案」の紹介があります。無論再生材の利用拡大は重要ですが、この規制案の主題は包装材への規制、つまりReduceです。この部分こそ、当計画に盛り込む必要があります。 P68/L23 小売事業者に対して期待されることとして、 1)リユース品、リサイクル製品等の積極的な販売、2)簡易包装の推進、3)レジ袋の削減やマイバッグの推奨、4)牛乳パック、ペットボトルや食品容器、小型家電等の店頭回収等の取組を進めること の4点が挙げられています。これまでと全く代わり映えないものです。当計画冒頭P8/L8「従来の延長線上の取組を強化するのではなく、経済社会システムそのものを循環型に変えていくことが必要である」に反し、強化にすらなっていない具体策ではないでしょうか。 グローバル企業の製品については、世界的なプレッシャーから、多少進んでいるように市民感覚でも変化を感じ取っています。ですが国内向けの製品については、プレッシャーがないために、動きがあまりみられません。Reduceについて、具体的な規制なり目標設定を企業に対して課すべきではないでしょうか。 また、容器包装リサイクル法について、別紙1では特に見直しのスケジュールが出ていませんが、リサイクル表示のわかりにくさは再三これまでも議論されているとおり問題が多く、またリサイクルには税金が投入されるのに対し、リユースには何の支援もないという点が、ヒエラルキーにおいて上位のリユースが広がることをむしろ阻害しているという指摘も多くあります。早々の再検討が必要ではないでしょうか。</p> <p>P78/L8 プラスチック資源循環促進法について触れる中で「廃プラスチックの発生抑制・再使用・分別回収の推進を最大限に進める」とあります。施行より2年が以上経過しましたが、市民生活から感じられる変化はごくわずかです。レジ袋有料化、12品目の指定に続いて、さまざまなプラスチックに対し、さまざまなガイドラインが出てくることを期待しています。し</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり、4. 2. 1に国自らも事業者としてリデュースに努める旨を追記するとともに、5. 2の容器包装リサイクル法及びプラスチック資源循環促進法の文脈にリデュースに関する内容を追記をいたしました。(以下、該当箇所を抜粋。下線部分を追記。)</p> <p>「国自らも事業者として、リデュースに努めるとともに、グリーン購入・グリーン契約等を通じてリユース品・リサイクル製品等の優先的な調達など、循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行する」 「2016年5月の中央環境審議会及び産業構造審議会からの意見具申を踏まえ、容器包装廃棄物のリデュースを促進するための措置を講ずること等により、環境負荷低減と社会全体のコスト低減を図り、循環型社会の形成や資源の効率的・循環的な利用を推進するために、各種課題の解決や容器包装のライフサイクル全体を視野に入れた資源循環の更なる推進に取り組む。」 「設計・製造の段階で、プラスチック使用製品設計指針に基づき、プラスチックの使用量の減量化等を含め、業界団体等と連携して製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の整備を進める。」</p>

NO	御意見	御意見に対する考え方
	<p>かしその後動きが見られません。この現状が「最大限に進める」ということになるのでしょうか。 P81/L22 プラスチック資源循環促進法を令和9年度の検討を行うとありますが、令和9年は2027年です。「2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制」というマイルストーンにたどり着く道筋が描けているのでしょうか。規制や罰則などを持たずに、進めていくことができるのでしょうか。</p> <p>以上、発生抑制を進めるための制度の不足について、指摘します。 産業界からの抵抗が予想されてるからといって、発生抑制の推進にたじろいでいられる時間的余裕はありません。「売れるから売る」「売りたい人がいるから規制はできない」それでは、到達できない地点を私たちは目指しているはずで、この点に今踏み込まず、いったいいつ踏み込むことができるのでしょうか。5年後でしょうか。それでは遅すぎることは誰もがわかっていることです。 当計画の中に、Reduceの指標、具体策をに含めてください。</p>	
32	<p>1.4. 日本では年間13.6億トンもの資源を投入しており、そのうち循環利用した資源の投入は15.8%の2.16億トンに過ぎない。世界のエコロジカルフットプリントは地球の再生能力を土地換算で1.75倍超過しており、日本ではその値は世界平均を大幅に上回る2.6となる。よって、大量消費した資源を効率的・循環的に有効利用することを試みるだけでは、決して天然資源利用及び環境負荷と経済成長のデカップリングは実現しない。本案で示されている循環型社会や循環経済は、一貫して循環利用の推進により資源の大量消費を最小化できるというアプローチに基づいているが、全く持続可能ではないレベルの環境負荷を大きく低減させるためには、まず資源消費そのものを最小化することを前提としなければならない、そのための具体的施策を導入すべきである。</p> <p>2.2.1. 1 プラスチックにおいて、ケミカルリサイクルの推進が掲げられているが、エネルギー集約型のケミカルリサイクルは環境負荷を増大させることになる。環境負荷を低減できるケミカルリサイクルに限定して推進すべきである。</p> <p>2.2.2. 欧州の循環型経済行動計画において消費者の「修理する権利」が強化され、さらに欧州議会は、例えば取り外し不可能なバッテリー内蔵の禁止や交換バッテリーの提供が義務付けられることになる。日本では修理する権利についての認識も広がらず、電波法などによる修理の制約もある。循環型社会の構築に不可欠なリペア(修理)を様々な製品において推進するために、消費者の修理する権利を認め、必要であれば法改正を含め強力に推進すべき。</p> <p>2.2.2.1 プラスチック廃棄物の約半分を占める容器包装については、ほとんどリユースが進んでいないが、単に必要な施策の検討を進めるだけでは不十分であり、地域単位で回収・洗浄・再利用を可能とするリユースインフラ等を政府主導で導入すべき。</p> <p>2.2.2.5 国際的に繊維産業は大量生産・大量消費・大量廃棄の問題と密接に繋がり、その課題解消が重要視されている。それに対し例えばEUでは売れ残った衣類の廃棄を禁止する法律が2025年から施行される予定であるが、このような具体的な義務的措置を早急に導入しなければ特に環境負荷の大きい繊維製品の大量生産・大量廃棄からの脱却は難しい。日本でも自主的な取組に加え、義務的な措置の導入が不可欠。</p> <p>4.2.1. 拡大生産者責任は生産者に廃棄物を減らし、使用後の再利用を促進することにより、環境負荷を低減させる効果があるが、生産者に義務を課さない自主的なものに依存しているままでは広がらない。例えば漁具や容器包装以外の使い捨てプラスチックについて欧州で義務的な拡大生産者責任の対象となっているが、日本では対象外である。拡大生産者責任の推進を企業の自主的な動きに委ねるのではなく、国が主導して対象分野を拡大した上で義務的措置として導入・推進すべき。</p> <p>4.2.4. 実態としてNPO・NGOの意見は、国が行う規制的措置、経済的措置、情動的措置等の各種施策の導入と見直しの際にほとんど取り入れられていない。審議会の委員にNPO・NGOのメンバーを積極的に登用するなどして意見を反映させるべき。</p> <p>4.2.6. バージン素材をサステナブルな原材料に切り替えていくことも同様に重要な観点と考える。信頼できる第三者認証制度を活用する等、サステナブルなバージン素材調達も合わせて推奨すべき。</p> <p>6.1. 資源生産性指標は、資源の投入量を間接的にしか見ていない。別途、資源の投入量自体を指標として組入れ、それを減らすための中期的目標設定が必要である。</p> <p>6.2.2. 2) バイオマス資源の利用においては、資源採取時の土地利用転換や製品としてのリサイクル可能性の阻害等、温室効果ガスの増大や、生物多様性の棄損、汚染拡大につながる可能性がある。ついては、持続可能なバイオマスプラスチック資源の利用について明確に規定した上で、それを満たしたもののみを推進できるよう指標を見直すべき。</p> <p>6.2.2. 3) リユース市場の規模を中心に、各業態での取組状況をできる限り把握するとしているが、例えばリユース市場の規模を指標とした場合、リユースされる割合が一定であっても、大量生産を前提に資源の投入量を増やした方がリユース市場の拡大に結び付くことになり、さらに環境負荷を拡大させる。よって環境負荷を確実に減らすことにつながる新たな指標の設定が必要である。</p>	<p>循環型社会形成推進基本法においては、原材料、製品等が廃棄物等となることのできるだけ抑制され、その上で、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行うこととされています。御指摘のようなリデュースの考え方がまずは前提にあるという点については、循環型社会形成推進基本法の考え方と整合するものであり、本計画案においても反映されているものです。また、エコロジカルフットプリントに関する部分は、現在の記載においても、御指摘の考え方は含まれていると考えております。なお、中央環境審議会循環型社会部に設置された専門委員会の委員には、NPOに所属されている方もいらっしゃいます。 このほか、いただいた御意見は、今後の具体的な施策の実施の参考とさせていただきます。</p>
33	<p>意見は2点ある。 まず初めに、29頁乃至33頁【1.5.2. 廃棄物の適正処理の推進と災害廃棄物対策の現況】について意見を申し上げます。【再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルに係る現状及び課題について 令和5年4月環境省】によると、「現行法では、廃棄された太陽光パネルに対してリサイクル義務はなく、廃棄物処理法に則って適正処理されることになっている。」ということだ。太陽光パネルは既に全国各地に設置されており、森林伐採後の山肌や、湿原にまで太陽光パネルを設置している。こうした状況では、災害時における破損した太陽光パネルの大量発生を招くことは言うまでもない。電気系統の接続が切れた場合も、太陽光パネルの受光面に光が当たると発電可能な状態が継続されることは、世間一般に周知されていない。しかも太陽光パネル事業者が所在不明となった場合、その危険なパネルの処理は行政に押し付けられ、処理費用はパネルを所有しない一般国民までもが負担させられるのである。こんな理不尽な事は許されるべきではない。「平時から広域連携体制の構築を進め、災害廃棄物処理システムの強靱化を図る必要がある。(第五次循環型社会形成推進基本計画(案)32頁乃至33頁)」ならば、太陽光パネル設置事業者に対して、パネルのリサイクル義務化並びにリサイクル費用積み立てを早急に義務付けるべきであり、太陽光パネルの安易な設置に対する歯止めが必要である。</p> <p>次に、71頁乃至76頁の【5.1.循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり】について意見を申し上げます。75頁には温室効果ガス削減とあるが、まずは現存する湿地、草原、森林を保護し、温室効果ガスを吸収する植物を保護することが急務である。温室効果ガスが地球温暖化をもたらすという論調が幅を利かせているが、宇宙線を通して太陽活動が地球の気候に影響をおよぼしているのである。したがって、莫大な税金を温室効果ガス削減策のために浪費することは避けなければならない。</p>	<p>太陽光パネルの廃棄・リサイクルにつきましては、本計画案のP.89の22行目(パブリックコメント版のページ数・行数)において「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会中間取りまとめ」を踏まえ、2030年代後半以降に排出量が顕著に増加すると想定される太陽光発電設備については、リユースやリサイクルを促進・円滑化するために、引渡し及び引取りが確実に実施されるための新たな仕組みの構築に向けて検討を進めていく。」こととしており、御指摘のような場合に対する対応策も含めて、検討していくこととしております。 また、いただいた御意見につきましては、今後の気候変動対策の参考とさせていただきます。</p>

NO	御意見	御意見に対する考え方
34	<p>P48L16 …52%が ESG 投資に関心を示しているとされ【、我が国の ESG 投資額は、2016 年に 4,740 億ドルであったのが、2018 年には 2 兆 1800 億ドル、2020 年には 2 兆 8740 億ドルにまで拡大してい】る。 <意見>【 】部分を削除すべきです。 <理由>ここで記載されている ESG 投資額は、機関投資家や金融機関による投融資により拡大したものであり、個人投資家が ESG に関連する株式や投資信託を購入したためではないと思われます。個人投資家が ESG 投資を行ったため ESG 投資額が拡大したように理解できる文章はミスリーディングではないでしょうか。</p> <p>P49L14～17 また、ESG 投資の拡大により、我が国の資源循環に率先して取り組む企業が投資家等から適切に評価され、【それが】企業価値の向上と産業競争力の強化につな【がるようにす】る。各事業者においては循環経済に関する積極的な情報開示や投資家等との建設的な対話を行い、投資家等においてはそれを適切に評価し、適切な資金供給を行う【ようにするための環境を整備する】。 <意見>【 】部分のとおり修正すべきです。 <理由>1、2つめの【 】については、文章がおかしいためです。3つめの【 】については、この部分は政策の方向性を記載する部分であるので、国のアクションとして記載すべきであるからです。</p> <p>P68L9 金融機関や投資家には、循環型社会づくりに【貢献する企業・NPO やプロジェクト】等に対して適時適切に資金供給すること等が求められる。 <意見>【 】部分のとおり修正すべきです。 <理由>「循環型社会づくりに取り組む」「循環型社会づくりにつながる」ということばが出てきますが、特に前者は、自らの事業が直接循環型社会づくりになっているものに限定されるような印象を覚えます。金融機関や投資家が支援すべき対象には、例えば他社による循環型社会づくりに貢献するための技術開発や人材育成を行う企業やプロジェクトも含まれるべきではないでしょうか。</p> <p>P74L33 ○ 循環経済ビジネス【に関する】 ESG 金融の促進を図る。具体的には、CEREP に基づき、バリューチェーンの資源循環性指標及び企業レベルでの【循環経済に関する】情報開示等の環境整備及び国際的なルール形成を進めることで、企業による循環経済の取組が【、気候変動・生物多様性関連リスク・機会への対応や、企業価値向上、産業競争力強化の方策として】評価される環境を整備し、そうした企業への投資を促進する。 <意見>【 】部分のとおり修正・追記すべきです。 <理由>1つめの【 】については、原案「への」では意味がわからないためです。2つめの【 】については、これがないと、企業レベルでの「資源循環性指標」の情報開示という意味に理解されてしまうと思われるためです。3つめの【 】については、企業による循環経済の取組みが、その企業の(社会的価値を含む)価値にたいしてどのような位置づけであるのか、どのような影響を与えるのか、といった点が明確でなければ、こうした情報開示をしたとしても、その企業への投資は促進されないと思われるためです。</p>	<p>P48L16については、次のとおり、下線部分を追記いたします。「我が国の ESG 投資額は、個人投資家や機関投資家等によるものを含め、2016年に4,740億ドルであったのが、2018年には2兆1800億ドル、2020年には2兆8740億ドルにまで拡大している。」</p> <p>P49L14～17については、御意見のとおり修正いたします。</p> <p>P68L9については、御意見の趣旨は、文意に含まれているため、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>P74L33については、頂いた御意見も踏まえ、次のとおり見直しております。「CEREPに基づき、国際機関や民間企業等と連携しつつ、バリューチェーンレベルの循環性指標や環境負荷削減効果の推計方法及び企業レベルでの循環性指標や情報開示手法等を整備する。当該指標や評価手法等の運用実績を国内で蓄積しつつ、国際的なルール作りや標準化につなげる。これにより企業による循環経済の取組が評価される環境を整備し、そうした企業への投資を促進する。また、地域資源を活用して地域の課題解決に取り組もうとする地域金融機関の支援や、グリーンファイナンスに関するガイドラインの充実化、金融機関、資金調達者を対象とした環境投融資促進のための市場環境整備の支援を行う。これらにより循環経済ビジネスに関する ESG 金融の促進を図る。」</p> <p>以上のほか、頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
35	<p>はじめに 末尾に以下の趣旨の文章を追加。 ここに挙げた内容は科学的知見の発展と共にアップデートされるべきであり、必ずしも固定されたものではない。 循環型社会形成の推進においては、それ以上に国民の安全健康に資する安全保障上の懸念を払しょくすることと両立することが前提にある。 国民の安全を損ねてまで循環型社会形成を強引に遂行することは意図しない。</p> <p>2.1項 末尾に以下の趣旨の文章を追加。 ただし、我が国を取り巻く外的要因を踏まえて国民の安全確保に優先順位は劣後する。</p> <p>2.2 (40ページ6行目) 以下を追加。 特にリサイクルにおいては近年の焼却所の能力向上により必ずしもリサイクルが最適解ではない可能性がある。 各自治体ごとに、合理性を検証し各場所で最適な手法をとる。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
36	<p>< 該当箇所 > 59頁 29行目、68頁 23行目、78頁 8行目～16行目 <意見の要約> 観光ごみに関して、小売事業者の売り方改善を求める指摘を具体的にに入れていただけないでしょうか。</p> <p>< 意見内容 > 観光ごみは、地域住民を日々悩ませるだけでなく、海洋ごみの発生起点でもあります。短時間でごみになることが明らかな売り方に規制が全く設けられない状況では、地域でも取組のしようがありません。計画では、小売事業者という書き方になって出てきますが、この書き方で観光客相手のテイクアウトの飲食店舗が自分事と思える気がしません。地域で観光ごみの取組をしようとした時に、抛り所になるような指摘を、具体的に記載いただけないでしょうか。小さな店舗だけでなく、大手ファストフード店やコンビニなどが自店での回収の呼びかけなどをしてもらえるといいのですが。</p>	<p>観光地におけるごみの発生抑制については、3. 3. 3に「観光地におけるポイ捨て防止やごみの発生抑制については、観光客の行動変容促進や、観光エリア全体での使い捨て容器の廃止等の地域連携による面的な取組により、対策が図られている」と記載しているとおり、観光客の行動変容促進や観光エリア全体での使い捨て容器の廃止等の地域連携による面的な取組を含む複合的な取組が必要であり、ご指摘のような取組については地域連携による面的な取組に包含されるものと考えられるため、原案どおりとはさせていただきますが、頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

NO	御意見	御意見に対する考え方
37	<p>1. 脱炭素化メニューの一つとしての産業熱利用の明示 7頁の注釈5にあるとおり、循環型社会形成推進基本法第2条において、廃棄物等のうち、有用なもの。循環基本法では、循環資源については、できる限り循環的な利用(再使用できるものは再使用、再使用されないものは再生利用、再生利用されないものは熱回収)が行われなければならないと規定しています。 熱回収については、広域化の際に熱利用において効率的な熱回収が可能となる長所を生かすため、熱利用の高度化メニューとして発電や温水利用だけでなく、産業への蒸気供給を行うことも重要なメニューです。 特に、3月29日に発出された通知1の検討の際にも、県やブロックでの脱炭素化メニューとして産業への蒸気供給を加えることで、新たな循環システム構築の目線を持っていただけのものと考えます。よって、熱回収の代表例を“焼却発電等”と表現するよりは、“発電や産業への蒸気供給“という表現にするのがより良いと思いました。いかがでしょうか。更新案を以下に示します。</p> <p>63頁32-33行目 ・丸4:廃棄物発電等の熱回収や～ →案1 丸4:廃棄物発電や産業への蒸気供給による熱回収や～ 案2 丸4:焼却施設からの熱回収(発電・熱利用)や～</p> <p>75頁26-27行目、105頁 9-10行目 ・廃棄物の焼却時に廃棄物発電等の熱回収 →案1 廃棄物発電や産業への蒸気供給による熱回収 案2 廃棄物の焼却時に熱回収(発電・熱利用)</p> <p>85頁17行目 ・発電及び発電で発生する予熱の利用等 →案1 発電や産業への蒸気供給及び発電で発生する予熱の利用等</p> <p>2. 動静脈連携の対象として再生資源の利用だけでなく熱利用も対象であることの明示 46頁30行では、「2050年ネット・ゼロの実現に向けて、廃棄物処理施設において、更なるエネルギー回収効率の向上や、十分なエネルギー回収量を確保するための施設の大規模化、産業施設における大規模熱利用や農業、商業施設との連携、廃棄物エネルギーの回収・利用が進んでいない小規模の廃棄物処理施設において、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入することなどの取組を促進する。」と示されています。 廃棄物処理施設から産業施設への大規模熱利用は、CCUの実施可能性を高めると考えられます。分子レベルでの徹底的な資源循環のツールとなりますが、エネルギー利用の面における動静脈連携を経ることから、エネルギー利用の観点からの動静脈連携についても記載するほうが分かり易いように思いました。その更新を行う場合、大規模なエネルギー需要のある業種は、素材産業が中心であることから、業種対象として記載されている製造業・小売業だけでなく、素材産業を加えるものと考えます。</p> <p>エネルギー利用の観点からは、焼却熱の回収施設について認定制度2が既に用意されています。この制度の活用が図られるよう、既に盛り込まれている資源再利用のマッチング支援に加え、熱需給のマッチング支援の推進についても、明示するのが良いと思いました。いかがでしょうか。 更新案を以下に示します。 ※既存文章に、追記する部分をかっこで括弧しています。</p> <p>39頁21-24行目の【政策の方向性】 (素材産業、)製造業・小売業などの動脈産業における取組と廃棄物処理・リサイクル業など静脈産業における取組が有機的に連携する動静脈連携による(熱利用の高度化及び)資源循環を加速し、(産業における燃料消費の削減、)～</p> <p>76頁12-14行目 (素材産業、)製造業・小売業等を担う動脈産業と廃棄物処理・リサイクル業等を担う静脈産業との連携を通じてこれまで培われてきた高い技術力を一層効果的に活用することで市場に新たな価値を生み出す動静脈連携は、我が国の新たな成長の鍵である。</p> <p>76頁17-18行目 使用済製品等の解体・破碎・選別(・熱利用)等のリサイクルの高度化等を推進することともに、～</p> <p>79頁17行目に追加 (動静脈連携を促進するため、静脈企業が提供可能な蒸気量を動脈企業が把握できるよう、静脈企業の熱供給能力等の必要な情報を集約し、公表する情報基盤を整備する。さらに、動脈企業の熱需要を分かり易く提示する。その際、整備の迅速化を図るため、温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度等の情報等、既に制度化された情報の活用を検討する。)</p> <p>3. サーキュラーエコノミーポートへの期待(意見投稿) 「1 5.3.1. 地域の循環システムづくり」、「5.3.2. 循環システムづくりを支える広域的取組」について、再生資源利用、熱利用の高度化を推進する際の重要な機能を有すると考えますので、95頁11行目以下に記載いただいた内容を趣旨として取組が推進されることに期待を寄せております。ありがとうございます。</p>	<p>1つ目 当該記載はあくまで例示として記載しているものであり、「発電や産業への蒸気供給」といった形態も包含する表現となっています。産業への蒸気供給は地域の特性により適用可能な場合と適用が難しい場合が考えられることを踏まえると、代表的な例示として明示を要するものではないため、原案通りとさせていただきます。</p> <p>2つ目 御指摘のとおり、素材産業はいわゆる動脈企業に含まれるものと考えられますが、代表例として製造業と小売業を例示しているものです。また、循環型社会形成推進基本法においては、製品等が廃棄物等になる場合や、なった場合の施策の優先順位を定めており、第1に発生抑制、第2に再使用、第3に再生利用、第4に熱回収、最後に処分という優先順位です。</p> <p>この優先順位は、環境負荷をできる限り低減するという観点から定められた基本原則であり、この順位に従わないことが環境負荷の低減に有効である場合はこの順位によらない場合もありますが、御指摘の熱利用は循環型社会形成推進基本法の熱回収に当たるところ、一般論としては、熱利用よりも発生抑制、再使用、再生利用が優先されることとなります。このため、熱利用が有効と考えられる施策については、本計画に明示的に位置付けておりますが、一般的な記載を行っている部分では、リサイクルを優先した記載とし、「等」の中で読み込む形としております。このため、原案のとおりとさせていただきますが、いただいた御意見は熱利用に係る施策の実施の参考とさせていただきます。</p> <p>3つ目 いただいた御意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>

NO	御意見	御意見に対する考え方
「はじめに」に関する御意見		
38	<p>6頁 2、3行目 はじめに 我が国では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、 → 我が国では、天然資源の消費を抑制し、生体に影響する有害物質による汚染をせず、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、</p>	<p>当該箇所は、循環基本法における循環型社会の定義を示したものであるため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
39	<p>6頁 はじめに 13、14行目 気候変動を 1.5℃未満に抑制し生物多様性の損失を防ぐための目標をはるかに超過 → 気候変動を 1.5℃未満に抑制し生物多様性の損失と有害物質による汚染を防ぐための目標をはるかに超過</p> <p>16行目 気候変動対策や生物多様性保全をはじめとする環境負荷削減策として → 気候変動対策や生物多様性保全、有害物質汚染防止をはじめとする環境負荷削減策として</p> <p>「環境基本計画」では「はじめに」冒頭に「我々は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの危機に直面」とある。9頁16、17行には「気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等にも同時に取り組む必要がある」とあり、6頁12行には「粒子状物質による健康影響の40%を占めており」ともあるので、上記のように入れる。</p>	<p>ご指摘の箇所は、国連環境計画国際資源パネル(UNEP IRP)の「世界資源アウトルック2024」から引用している箇所であるため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
40	<p>6頁 13行目 はじめに 化石燃料を始めとした地下資源への依存度を下げ、 → 化石燃料やウランを始めとした地下資源への依存度を下げ、</p>	<p>地下資源の代表例として、経済社会や暮らしの中で幅広く用いられている化石燃料を記載しているため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
41	<p>8ページ 26行 「ウェルビーイング／高い生活の質」(well-being／肉体的・精神的に健康で幸福な状態)と一々誤訳の注釈をするのであれば、「高い生活の質」だけで表現していただきたい。</p>	<p>環境基本計画においても同様の表現を用いていることから、原案通りとさせていただきます。</p>
42	<p>8頁 はじめに 29から33行目 また、持続可能な社会を実現する上で欠かせない要素として、東日本大震災とそれにより引き起こされた原発事故で放出された放射性物質による環境汚染からの再生と復興に引き続き取り組むとともに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から不可欠となる廃棄物の適正処理や、持続可能な社会の基盤として毎年のように発生する大規模な災害に備えた万全な災害廃棄物処理体制の構築も重要である。 → また、持続可能な社会を実現する上で欠かせない要素として、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から不可欠となる廃棄物の適正処理や、持続可能な社会の基盤として毎年のように発生する大規模な災害に備えた万全な災害廃棄物処理体制の構築も重要である。いずれも有害物質が含まれていて汚染されていることを前提とした処理がなされなければならない。「循環」の名の下に汚染とばく露・被ばくを拡大するようなことは厳にあってはならない。東日本大震災とそれにより引き起こされた原発事故で放出された放射性物質による環境汚染はその典型で、すでに汚染廃棄物による被ばくが拡大しており、さらに広めようとする「除去土壌の再生利用」などは止めるべきである。</p>	<p>東京電力福島第一原子力発電所事故で放出された放射性物質による環境汚染からの再生と復興に向けて、引き続き取組を行っていくため、原案どおりとさせていただきます。</p>

NO	御意見	御意見に対する考え方
「1. 我が国の現状・課題と、解決に向けた道筋(循環経済先進国としての国家戦略)」に関する御意見		
43	<p>【意見の概要・理由】 2023年12月に改訂された「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」や、2024年6月に閣議決定予定の「第六次環境基本計画」においては、人間の健康と地球環境との連関に着目する「プラネタリー・ヘルス」という概念が紹介されています。循環型社会の推進も、廃棄物を含む環境負荷の削減を通じて、人間の健康増進につながるものです。したがって、本計画案においても、「循環経済先進国」としての好事例や今後の課題と共に、プラネタリー・ヘルスの視点を強調する必要があります。</p> <p>とりわけ、2022年3月に国連環境総会で決議された「プラスチック汚染を終わらせる:法的拘束力のある国際約束に向けて(Ending plastic pollution: towards an international legally binding instrument)」には、プラスチックによる環境汚染が人間の健康やウェルビーイングにも悪影響を及ぼす旨言及があります。これは、上記プラネタリー・ヘルスの視点とも整合的であり、本計画を通じたプラスチック廃棄物の抑制、あるいはプラスチック資源循環の促進に関し、意識されるべきと考えます。</p> <p>【意見】 以下のとおり、『』内の追記を提案します。 (11頁3-17行) 世界の状況に目を転ずると、…循環経済への移行に向けた取組は世界的な潮流となっている。また、…国際的に再生材の利用を進める動きが顕在化しつつある。『加えて、気候変動や生態系の破壊等に伴って、感染症のリスク等、健康への脅威は増大すること等から、地球の健康(地球環境の健全性)と人の健康は一体不可分であるという「プラネタリー・ヘルス」に関する議論が活発化している。』 ※第六次環境基本計画16頁より。</p> <p>(26頁21-27行) さらに、プラスチック汚染については、2019年6月のG20大阪サミットでは「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有され、2023年5月のG7広島サミットでは「2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせること」がコミットされた。『2022年3月の国連環境総会で決議された「プラスチック汚染を終わらせる:法的拘束力のある国際約束に向けて」においても、海洋環境におけるものを含むプラスチック汚染が、人間の健康やウェルビーイングへの悪影響等、世界的に深刻な問題として懸念されている。』現在では、『同決議に基づき、『プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)の策定に向けた政府間交渉委員会(INC)での交渉が進められている。循環経済への移行は、環境中へのプラスチックごみ等の流出を防ぎ、海洋環境等の保全にも貢献するものである。』</p> <p>(34頁33行～35頁4行) また、製品の循環性が製品の価値や企業価値に繋がりがつつある状況が生じる中で、循環資源や再生可能資源をうまく活用して先進的な取組を進める企業の強みを活かし、必要に応じて企業の行動変容やイノベーションを促す政策的支援等も行い、資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環を通じた再生材の利用拡大等により循環経済への移行を加速することで、我が国の国際的な産業競争力を強化していくことが重要である。『例えば、医療分野においては、単回使用医療機器の再製造を推進するため、関連法令の取扱いを整理し、もって資源の有効活用や医療廃棄物の削減を図っている。』 ※「単回使用医療機器」の脚注:1回限り使用できることとされている医療機器をいう。 ※令和3年9月9日付、環循規発第2109091号他「単回使用の医療機器の再製造等に係る取扱いについて」より。</p>	<p>ご指摘の点を踏まえ、1.4.1及び1.4.2に次のとおり追記を行いました。</p> <p>1.4.1 「また、現在、気候変動や生態系の破壊等に伴って、感染症のリスク等、健康への脅威は増大すること等から、地球の健康(地球環境の健全性)と人の健康は一体不可分であるという「プラネタリー・ヘルス」の議論も活発化している。」</p> <p>1.4.2(下線部分を追記) 「さらに、プラスチック汚染については、2019年6月のG20大阪サミットでは「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有され、2023年5月のG7広島サミットでは「2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせること」がコミットされた。2022年3月に開催された国連環境総会では、海洋環境におけるプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)の策定に向けた政府間交渉委員会を立ち上げる決議が採択され、現在では、同決議に基づき、プラスチック汚染に関する国際交渉が進められている。循環経済への移行は、環境中へのプラスチックごみ等の流出を防ぎ、人の健康及び海洋環境を含む生物・生態系への悪影響を防止することにも貢献するものである。」</p> <p>(34頁33行～35頁4行)につきましては、プラスチック資源循環促進法の省令において、排出事業者に対してプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準を設けているところです。医療系廃棄物を含めて、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等がより進むよう法令に基づく適切な運用を促してまいります。</p>
44	<p>1.2.1. 地方の社会課題の状況と地域の廃棄物処理への影響 人口減少により地方の過疎化が進みインフラ整備が進まないという事は産業廃棄物の処理と関係ないことだと思う。人口が減少してインフラ整備のコストパフォーマンスの話は国家としてあり得ない話だ。</p> <p>1.2.2. 循環システムの構築を通じた地域活性化と質の高い暮らしの実現 資源循環を促進することで地域経済の活性化を目指すとするが地域ごとに排出される資源ごみの活用では1次産業に関するものが一番リサイクルのコストパフォーマンスに優れているが一番過疎化が進むとみられていて大都市から排出されるものほどコストがかかる。矛盾がある。</p> <p>1.3.1. 天然資源の需要の増大と国際的な資源獲得競争 国際的な資源獲得競争ともいえる状況も発生している。とあるが産出国としても経済発展しているのだから、自国の使用量が増えていくのは当然だが輸出規制をかけてはいない輸出の形態を変えているだけで、既述の表現が違うと思う。 電子スクラップ等の輸出入の円滑化・迅速化のための措置や対応を講じるとは海外のごみ(有害物質)を積極的に輸入することか。リサイクル出来なかったゴミはどうする埋めるのか？ 人権・環境デュー・ディリジェンスの上からすると太陽光パネルなど中国製品などはどうなのか。実習生制度なども国連などから勧告を受けているが、どう考えるのか。 食料安全保障の観点からも資源の循環利用は重要。肥料の生産に必要なリンなどの輸入に頼らざるを得ない物も汚泥などからのリサイクルを高め出来る限り国内で生産できるように政府の補助を増やし研究開発を進めてほしい。</p> <p>要は、循環型社会形成は各地方の一産業を活性化することが一番効率が良いと考える。そのために農林水産業に焦点を当て環境を維持し生計が建てられるようにすることに注力してほしい。それによって一極集中・少子化・過疎化・環境破壊を防ぎ食糧安全保障・経済安全保障を高める。</p>	<p>御指摘の農林水産業については、本計画案においても、「農林水産業は自然に働きかけ、上手に利用し、循環を促進することによってその恵みを受取る生産活動であることを踏まえ、有機農業を含む環境保全型農業や森林資源の循環利用、漁場環境の改善に資する養殖業等の環境と調和のとれた持続可能な農林水産業を推進する。」と記載されているように、環境と調和のとれた持続可能な農林水産業やもみ殻や未利用間伐材等の未利用資源の活用は、循環型社会形成に資する取組の一つです。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

NO	御意見	御意見に対する考え方
45	29ページ8行目 「2R型ビジネス」について注釈に説明があるものの、計画(案)では他の箇所に言及がなく、唐突感が否めない。注釈の記載を活かし、「リサイクルに比べて優先順位が高いものの取組が遅れているリデュース、リユースを推進するビジネス」と記載してはどうか。	御指摘を踏まえ、「2R型ビジネス」を「循環基本法における優先順位がリサイクルよりも高い2Rを促進するような2R型ビジネス」と記載を修正しました。
46	1. 案に賛同する。 2. 案の記述について、以下(イ)及び(ロ)について意見を述べる。 3は感想である。(イ)と(ロ)は文章表現上の疑問である。 (イ)案資料15ページ2番図3のタイトル文中「人口の低密度化を地域偏在の進行」と書かれているのは意味が不明である。 (ロ)案資料17ページ8番「……農山村における里地、里山、里海の実態を踏まえ……」と記述されているが、農山村の次に漁村を掲げるべきではないかと考えます。理由としては、里海が掲げられているので、その前提として漁村があるべきと思うからです。 3. 案計画が決定し実行され循環型社会の実現されることを切望します。 国民として、本計画に協力し持続可能な地球を未来の人類のために残さなければならない。	御意見のとおり、図3のタイトルは修正いたします。また、「農山村における里地、里山、里海の実態を踏まえ」は、「農山漁村における里地、里山、里海の実態を踏まえ」と修正いたします。
47	1.5.3. 原発事故により放出された放射性物質による環境汚染からの再生と復興 33頁 12行 除染の結果、避難解除したとしたら、被ばく低減を目的とした除染として誤っているので、「その結果、」を削除して改行する。	避難指示解除の要件の一つに「電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること」とあるため、元案とさせていただきます。
48	<該当箇所> 21頁28行目 <意見の要約> 以下の内容を追加頂きたい。 (…更に極端な場合には市場から閉め出される危険性すらある。)EUでは上述のとおり域内の循環経済実現に向けた環境整備を規制によって強力に進めるとともに、ISOにおいて相次いでEU法規の国際標準化を企図した新規提案を行うなど、ルール形成の主導権を握ることで域外における競争優位確保を図る戦略的な動きを進めていることから、日本においても、標準化を国家戦略や事業戦略の一手段として捉え、企業のみならず政府や関係団体が一体となって日本の優れた技術を生かした各産業の国際競争力の維持、確保を図るための体制強化や標準化人材の育成を行う必要がある。 <意見内容> EUは環境への対応を率先して進める一方、トレーサビリティをはじめとする各種措置は独善的なほど過度になっており、我が国をはじめとするEU域外国の環境・資源における公平かつ開かれた競争環境を阻害し、世界的に否定的な影響を及ぼす可能性が高い。 たとえば、欧州委員会で現在作成中である「Batteries for electric vehicles - carbon footprint methodology」法案の中で、カーボンフットプリントを計算する際に「生産設備のある国の電力平均値を使用する」旨が記載されている。これは、例えば日本のある工場グリーン電力を購入し電池を生産したとしても、EUの観点では日本の電力グリッド全体の消費ミックスから算出したカーボンフットプリントが使用される事になり、現段階では許容できない内容となっている。 また、欧州委員会は標準化による国際的な主導権確保を進めている。例えば金属について、各元素の国際協会が従来取り組んできた規格類をオーバーライドすべく、ドイツやフランスを通じて金属資源に関する新たなISO規格類を提案しており、今後の方向性によっては国内の政府や企業の機密まで暴露される可能性も否めないことに留意すべきである。 このようにEUをはじめとする他国・他地域が、公平かつ開かれた競争環境を不当に阻害する場合、企業の対応では到底対抗できないことから、環境省をはじめとする政府機関による行動を強く希望する。	5.5.1においても記載しているとおり、G7サミットで承認されたCEREPに基づき、国際機関や民間企業等とも連携し、国際的なルール作りには貢献し、グローバルスタンダードとするルール形成を進めることとしております。よって、ご指摘の趣旨は現在の記述においても内包されていることから、原案のとおりとさせていただきます。

NO	御意見	御意見に対する考え方
49	<p>33頁29行目から35行目 <要約> 除去土壌について8000Bq/kg以下のものについて再生利用しようとしているようだが、環境省ヒアリングでも、その費用や法的な具体的取り扱い根拠は不明で、今後検討するとしている。一方で、24年25年を「国民の理解醸成」期間と設定し、様々な安全宣伝を行っているようだがこれは不当である。まず費用試算、法的具体的取り扱い、安全性等について国会で審議、熟議をすべきである。</p> <p><意見> 1.多くの反対にもかかわらず、放射性物質汚染対処特措法(以下、「汚染対処特措法」)を一方向的に拡大解釈し、国民的議論もなく国会審議も経ず、省令改正により「除去土壌の再生利用」を強行しようとしている。 2.「除去土壌の再生利用」は、当初から汚染対処特措法基本方針に定められ、放射性物質の除染とセットで準備されている。基本方針のパブコメでも再生利用を行わないよう求める意見が複数出されていた。にもかかわらず、それに対する適確な見解も示されず、再生利用の促進が基本方針となった。開始から13年経つにも関わらず、必要な規制事項等は未だ整わず、予算規模の試算さえ明示しないのは、この事業がいかに困難で無謀であるかを表している。 3.汚染対処特措法での指定廃棄物の基準値8000ベクレル/kgを土壌にも規定しようとしているが、本法は原発事故の緊急時対応のための特措法であり、時限的、限定的な措置に留め、当該8000ベクレル/kgの基準値を濫用すべきではない。 4.100ベクレル/kg超8,000ベクレル/kg以下の土壌の再生利用は行うべきでない。それに対して、環境省は「再生利用」を行うとして、再生利用全般(利用した施設等における再生利用土壌の管理を含む。以下同じ)について国・環境省が責任を負うと繰り返してしている。その場合、再生利用業者との委託契約を締結し、実施するようである。契約当事者間の運用ではなく、透明性のある体制を法律で確保しなければならない。また、適正な再生利用は国の責任で行う行為であり、受託者の違反に対しては罰則や原状回復を法律の規定で定める必要がある。そうでないと、農業者や地域住民が被害を受けるおそれがある。また盛り土や農地に利用された場合、国の管理責任とその履行方法が法律上明示される必要がある。法改正なしに再生利用を行なった場合には、施設の管理主体である自治体や土地所有者が実質的な管理責任を負わされる可能性が極めて高い。このように考えると、規制のコストがかかりすぎ、全国での「再生利用」の展開は現実的でないことを認識すべきである。</p> <p>5.環境省は汚染対処特措法における「処分」に「再生利用」を含めようとしている。循環型社会形成推進基本法や廃棄物処理法など既存の法律においてはこのような解釈はなく、解釈として無理がある。</p> <p>6.汚染を拡散させる「再生利用」については、「理解醸成」を進めるのではなく、ここで立ち止まるべきである。緊急に行うべきは、人の健康に影響をおよぼす量にしい値のない放射性物質について、環境基本法のもとにある法律からすべて除外規定を削除し、さらに除外規定を削除した法律を含め、いかに基準を定めて規制するのか、国民、住民との間で真摯に熟議することである。</p>	<p>福島県内で生じた除去土壌等の2045年3月までのこの福島県外での最終処分の方針は、国としての約束であり、法律にも規定された国の責務です。この県外最終処分の実現に向けては、再生利用等による最終処分量の低減が鍵となっています。</p> <p>除去土壌の「再生利用」については、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年八月三十日法律第十号)第41条第1項に規定する「処分」に該当するものであり、同法に基づく基本方針(平成23年11月11日閣議決定)の「5. 除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する基本的事項」の中でも、除去土壌の再生利用について記載されております。</p> <p>また、除去土壌の再生利用については、利用先を管理体制が明確で、適切な管理が可能な公共事業等において、限定的に利用することを考えており、再生利用の前提となる基準省令等の策定に向けた検討を進めているところです。</p> <p>こうした再生利用の必要性・安全性等について、国民の皆様の御理解を深めていただくことが重要であると考えております。</p>
50	<p>33頁14行目から19行目 <要約> 帰還困難区域の「特定復興再生拠点区域」の避難指示解除や「特定帰還居住区域」を設定し避難指示解除の計画は、内部被曝、特に大気中のセシウム等放射性粉塵の危険性を考慮していないので不適切である。</p> <p><内容> 帰還困難区域の「特定復興再生拠点区域」の避難指示解除を既に終了したまた「特定帰還居住区域」を設定し避難指示を解除しようとしているが、これらはいずれも除染作業の後に主として空間線量率の評価を基準としている。これは内部被曝、特に大気中のセシウム等放射性粉塵の危険性を考慮していないので極めて不適切である。避難指示解除とは言うまでもなく、放射線被ばくの影響を受けやすいとされる妊婦や乳幼児を含めてなんらの生活上の注意なく生活して良いことを意味する。</p> <p>しかし、既に避難指示が解除された南相馬市西部地域住民の尿検査による内部被ばく実態調査では、呼吸によるセシウム粉塵取り込みにより、270Bq/bodyもの被ばくをしている人がいる。帰還困難区域内の森林の汚染は極めて高いままでありこれらを除染することは不可能である。このような高濃度汚染源に囲まれた地域で生活することは、呼吸による内部被曝による健康影響が出る可能性が高い。既に解除した地域も含め、土壌汚染および大気中粉塵による内部被曝影響を徹密に調査すること、その結果も含めて、避難指示は慎重に進めるべきである。</p>	<p>帰還困難区域については、ふるさとへの帰還を望む地元からの要望等を重く受け止め、平成28年8月31日に原子力災害対策本部及び復興推進会議において、「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」が決定され、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰還困難区域のうち、5年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを旨とする「復興拠点」を、各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定し、整備すること。 <p>・たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこと。</p> <p>が政府の方針として定められました。</p> <p>その後、令和3年8月31日には、「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方(案)」が決定され、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていくことが政府の方針として定められ、当該方針を具体化するために福島復興再生特別措置法を改正し、特定帰還居住区域制度を措置し、除染やインフラ整備をはじめとした避難指示解除に向けた取組を実施することとしています。</p> <p>引き続き、特定帰還居住区域や将来的な帰還困難区域全域の避難指示解除に向けて取り組んでまいります。</p> <p>なお、避難指示解除に当たっては、住民の方に安全・安心に帰還いただく観点から必要な放射線防護策を講ずることとしているほか、福島県においては、原子力発電所周辺における降下物や大気浮遊じん中の核種濃度が継続的にモニタリングされており、不安な方向けには内部被ばく検査の機会が提供されているものと承知しています。</p>

NO	御意見	御意見に対する考え方
51	放射性物質を含んでいて健康影響が懸念されるから除染で除去した土はそのまま保管管理してください。各地に持っていくのは汚染をばらまくことになりますので反対です。やめてください。	除去土壌の再生利用については、利用先を管理体制が明確で、適切な管理が可能な公共事業等において、限定的に利用することを考えており、再生利用の前提となる基準省令等の策定に向けた検討を進めているところです。また、これまで福島県内で実証事業を実施してきており、安全に再生利用を実施できることを確認しております。さらに、東日本大震災復興基本法第3条に基づき閣議決定された『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針にも、「最終処分量を低減するため、国民の理解の下、政府一体となって除去土壌等の減容・再生利用等を進めることが重要」と記載されています。このほか、可燃性の特定廃棄物については、仮設焼却施設等において減容化を行います。排ガス等のモニタリングにより排ガス等が法令で定める基準を満たし、安全上問題のないことを確認しています。
52	1.5.3. 原発事故により放出された放射性物質による環境汚染からの再生と復興 33頁 29から31行 また、除去土壌等の最終処分の実現に向けては、除去土壌等の減容や、その結果生じる本来貴重な資源である放射能濃度の低い土壌等の再生資材としての利用により最終処分量の低減を図ることが重要である。このため、 → 放射性物質はどんなに放射能濃度が低くても有害であることに変わりはない。実際、放射線防護はしきい値のない直線モデルを前提になされている。除去土壌等の減容と言っても、処理をすれば一方で放射能濃度の高い廃棄物が増え、他の土地へ移動しても半減期によって減るだけで消えるわけでもなく、余計なことをすればするほど環境の汚染や人の被ばくが増える。したがって、除去土壌等をいかに最終処分するのかというよりは、汚染を広げず被ばくを少なくするためにはどうすればよいかのことが重要である。	除去土壌の再生利用については、利用先を管理体制が明確で、適切な管理が可能な公共事業等において、限定的に利用することを考えており、再生利用の前提となる基準省令等の策定に向けた検討を進めているところです。また、これまで福島県内で実証事業を実施してきており、安全に再生利用を実施できることを確認しております。さらに、東日本大震災復興基本法第3条に基づき閣議決定された『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針にも、「最終処分量を低減するため、国民の理解の下、政府一体となって除去土壌等の減容・再生利用等を進めることが重要」と記載されていますので、原案どおりとさせていただきます。
53	かねてよりこの、2003年に閣議決定された「循環型社会形成推進基本法」の考え方に疑問を持っています。 「本来生活環境から離して厳重に管理すべき有害物質を、資源とみなしてビジネスとすることを循環型社会と称して推進する」、つまり、元を断つ(ゴミになるような生産物を作り出さない社会を目指す)のではなく、環境に悪いからやめるべきものを、経済活動のためにどんどん作り出し増やし、出たごみを再利用するという発想自体、サステナブルとは真逆の、世界的な流れに逆行するものだと思います。 1.5.3. 原発事故により放出された放射性物質による環境汚染からの再生と復興 29行目～31行目 「また、除去土壌等の最終処分の実現に向けては、除去土壌等の減容や、その結果生じる本来貴重な資源である放射能濃度の低い土壌等の再生資材としての利用により最終処分量の低減を図ることが重要である。」 放射性物質は放射能濃度が高かろうが低かろうが、閾値なく生命体に有害であり、資源足り得ません。 ましてや、2011年3月11日の東電福島第一原発の事故により放出された放射性物質は、排出責任は発電事業者であり、事故を起こした当事者である東京電力にあります。 あらゆる公害物質がそうであるように、排出者責任で、自社の敷地内にて、無期限で管理すべきです。	除去土壌の再生利用については、利用先を管理体制が明確で、適切な管理が可能な公共事業等において、限定的に利用することを考えており、再生利用の前提となる基準省令等の策定に向けた検討を進めているところです。また、これまで福島県内で実証事業を実施してきており、安全に再生利用を実施できることを確認しております。さらに、東日本大震災復興基本法第3条に基づき閣議決定された『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針にも、「最終処分量を低減するため、国民の理解の下、政府一体となって除去土壌等の減容・再生利用等を進めることが重要」と記載されています。
54	〈該当箇所〉P33 21行目 から P34 23行目 〈意見の要約〉福島県中間貯蔵施設の除去土壌の再生利用はおこなうべきでない 〈意見内容〉 ・福島県中間貯蔵施設に「安全かつ集中的に管理・保管」(P33 22行目)されている除去土壌(以下放射能汚染土)をわざわざ掘り返して再生利用(以下再利用)するのは「危険な放射能拡散」をすることであり、愚かなことと考えます。 ・そもそも中間貯蔵施設を作るときに放射能汚染土を再利用するという方針を、福島県民を始めとした住民・国民にはっきりと説明していないにも関わらず、当たり前のように再利用しようとするのは不誠実であると考えます。 ・8,000Bq/kg以下の汚染土を再利用することですが、8,000Bq/kg超のものは「長期にわたる確実な管理体制を早期に構築する必要がある」(P34 8行目)ことに比べて、非現実的です。人智の及ばない過酷な自然災害による環境破壊になすすべもない経験を何度もしてきたはずではないでしょうか。 ・放射性セシウムであれば100Bq/kgがクリアランスレベルであるものを、8,000Bq/kgの土壌を再利用しようとするのは法令違反です。 ・住民や国民を姑息な論理や宣伝でごまかしたり、汚染を拡散することによって目の前の汚染を見えなくするような方法では被災地の真の復興は叶わないと考えます。 〈意見の理由〉環境省は人を取り巻く自然環境を良くしていくことが使命であるにも関わらず、放射能汚染土再利用はそれに逆行するものです。	
55	1.5.3 原発事故により放射性物質による環境汚染からの再生と復興の28行目以降で、汚染土壌の再利用等が書かれています。本来100ベクレル以上のものは放射性物質として管理区域内にとどめるべきものです。その80倍もの線量を基準に再利用できるとするのは、環境省として認めてはならないことです。汚染土を循環型社会形成に組み込むのではなく、閉じ込めるだけ閉じ込める、広げないことにこだわるべきではないでしょうか。	

NO	御意見	御意見に対する考え方
56	<p>< 該当箇所 > 33頁29行目 また、除去土壌等の最終処分の実現に向けては、除去土壌等の減容や、その結果生じる本来貴重な資源である放射能濃度の低い土壌等の再生資材としての利用により最終処分量の低減を図ることが重要である < 意見の要約 > 除去土壌等の最終処分の根本の考え方について < 意見内容 > 除去土壌については、厳重に保管することを考え検討するとする。 < 意見の理由 > 本来、クリアランスレベルから考えると、それぞれの放射線量を合計しなければならないが、セシウムしか調べてなくても、高線量のあったものを除去した。セシウム137の半減期はおおよそ30年であり、他の核種については、もっと長いものもある。それを再利用することは大変危険であるから、半減期になるまでは厳重保管すべきである。半減期になってもいいわけではなく、低線量の被ばくが受容体の違う人々に健康被害が出る人も多くいることから、保管することを考えるべきである。過去のベトナム戦争で日本が枯葉剤を各地の山に保管したが、林野庁ははじめずさんな保管のため問題となっている。物事を早く解決しようとするあまり、やっつけ仕事では、根本の解決にはならないと考える。過去に起きたことを学びながら検討することがもっとも重要であると思うからである。</p>	
57	<p>1.5.3. 原発事故により放出された放射性物質による環境汚染からの再生と復興 29行目～31行目 「また、除去土壌等の最終処分の実現に向けては、除去土壌等の減容や、その結果生じる本来貴重な資源である放射能濃度の低い土壌等の再生資材としての利用により最終処分量の低減を図ることが重要である。」</p> <p>-----</p> <p>という記述があるが、放射能濃度が低くても、再生資材として用いるのは明らかにおかしい。危険極まりないから除染したのであって、それを資源として考えるのは間違い。核汚染された土地は100年単位で住めないのであって、最終処分場として用いる以外に選択肢は無い。県外に搬出するという方針も明らかに間違いであり、搬出を楽にするために減容化したり、再生資源として使ってしまうというのも明らかに間違い。こういう誤った政策によって、比較的汚染度の低い地域までも除去土壌に由来する物を運び込み、汚染地を広げていくのは、居住可能な安全地帯を減らす最悪の政策であり、絶対にやってはいけない。</p>	
58	<p>1.5.3. 原発事故により放出された放射性物質による環境汚染からの再生と復興 29行目～31行目 「また、除去土壌等の最終処分の実現に向けては、除去土壌等の減容や、その結果生じる本来貴重な資源である放射能濃度の低い土壌等の再生資材としての利用により最終処分量の低減を図ることが重要である。」</p> <p>とあるが、 現在でも原発では、100ベクレル/kg以上は放射性物質として厳重保管されており、それ以上の土壌などを再生資材として利用するなどあり得ない。放射性物質は徹底して集中管理という原則は、守られなければならない。</p>	
「2. 循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性」に関する御意見		
59	<p>1. 該当箇所 39～40ページ 21から40ページ5行にかけて 2.2.資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環【政策の方向性】 2. 意見の要約 徹底的な資源循環の政策には製造業者等の責務をもっと強化すべきです。 3. 意見の内容 循環資源の分別・収集は、消費者の協力は欠かせません。しかし、製造業者等が生産する製品において、有害な物質を含んだ材料を使った製品などは開示義務としたり、新しい素材を開発するなどして、区市町村や消費者に分別の負担が生じる場合は、生産者責任を適用するなど、資源循環をより効果的にする政策を講じる方向性を加えるべきです。 4. 意見の理由 廃棄物処理法や多くのリサイクル法では、廃棄物を再資源化するなどと規定されており、そのためにかかる費用の負担が区市町村、消費者になっていることが多い。日本における資源循環を質と量及び環境保護を重視するならば生産者責任を強化すべきです。</p>	<p>循環型社会形成推進基本法においても、拡大生産者責任の考え方は位置付けられており、個別リサイクル法においても、このような考え方を踏まえて、家電リサイクル法や容器包装リサイクル法、自動車リサイクル法など製造業者等に再資源化や再商品化の義務を課している制度もあります。 引き続き拡大生産者責任の考え方も踏まえながら、施策を検討していきますが、いただいた御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
60	<p>40ページの「ポイ捨て・不法投棄や海洋等に流出してマイクロプラスチック化することを防止するための施策や取組を進める」について、海洋投棄ゴミを回収しながら、炭化させていく画期的な技術を開発している業者に補助金を投入すれば、この問題は一気に解決すると思う。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>

NO	御意見	御意見に対する考え方
61	<p><該当箇所> 40頁 7行目 2.2.1. 素材ごとの方向性</p> <p><意見の要約> ・40頁11行目「土石・建設材料」の後に、下記の項目を追加する。 化学品</p> <p>・43頁 8行目に下記文章を追加する 化学品 化学品についても、カーボンニュートラル、高効率化の観点で多岐にわたる分野で使用されている。とりわけ、昨今の欧米によるPFAS(詳細な定義は地域により異なる)制限提案文章 *1に示されるように、高機能化学品においては、プラスチックだけでなく化学品としての有用性が取り上げられる一方、PFASの一部であるPFOSやPFOAについては、人の健康の保護の観点から、その目標値や基準に関し国際的にも様々な科学的な議論が行われている。*21このような背景から、化学品廃棄物の管理の観点から、及び化学品の素材としてのライフサイクル全体での資源循環の観点から、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル技術の高度化を進める。</p> <p><意見内容> 循環型社会の文脈に即し、プラスチックに関してはマテリアルリサイクルやケミカルリサイクルの表現があるが、化学品についても同様の観点で循環型社会形成推進基本計画へ盛り込む。</p> <p><意見の理由> プラスチックの回収に関しては、既に取り組まれている材料もあるが、特殊化学品の一種であるフッ素系の材料などに関しては、リサイクルの取り組例は少ない。フッ素材料は先端技術で 사용되는部材であり、非常に重要な役割を果たしているが、希少資源であるフッ素を必要とするため、限られた資源を有効活用するためにも積極的に取り組むべきである。この際、回収できる素材の形態を判断し、リサイクルの種類を変える対応が必要である。マテリアルリサイクルは、形を変えるだけでそのまま使用資材できるリサイクルである。ケミカルリサイクルは、モノマー単位まで分解するリサイクルである。フッ素材料のリサイクルにおいては、素材の加工品の種類に応じて、フッ素の特性によるリサイクル方法の違いがある。そのため、これらのリサイクル技術を明確に区別し、名前を変えて、定義する必要がある。例えば、特定のフッ素化合物は高い耐熱性や化学的安定性を持っているため、通常のプラスチックと同じ方法でリサイクルすることは難しい。これに対応するためには、専門的な技術と設備が求められる。また、フッ素材料のリサイクル技術を確立することで、希少資源の有効利用だけでなく、廃棄物の削減や環境負荷の低減にも寄与することが期待される。一方、POPs条約で規制されている化合物についての懸念も踏まえて、これらの化合物が含まれるプラスチックならびに化学品のリサイクルに対しても、特別な対応が求められる。特に、フッ素系材料においては、POPs規制対象物質が含まれている可能性があるため、適切な処理とリサイクル方法を確立することが重要である。炭化水素系プラスチックに比べ、よりのリサイクルよりスピードアップデーにした取り組みを早急に構築すべき進める必要があり、そのための技術開発や法的整備が急務である。として、意見を盛り込むべきと考える。</p> <p>よって、マテリアルリサイクルおよびケミカルリサイクルの対象を、プラスチックだけでなく、フッ素系材料を含む特殊化学品など、化学品全般に適用されるよう検討されるべきである。これにより、リサイクル技術の多様化と高度化が進み、持続可能な資源利用と環境保護の両立を図ることが可能となると考える。さらに、リサイクルプロセスにおける技術的課題を克服するためには、官民連携による研究開発の推進と、効果的な資源透過が不可欠である。以上の理由から、第五次循環型社会形成推進基本計画意見書にこれらの観点を盛り込み、より包括的で実効性のあるリサイクル政策の推進を提案する。</p>	<p>化学物質については、その製造から使用、循環利用、廃棄に至るライフサイクル全体を通じた環境リスクの最小化に向け、関係する法的枠組みや制度的メカニズムの構築に努めています。POPs条約で規制対象となったPFOS、PFOA等の化学物質は、国内においては化学物質審査規制法にて製造・輸入禁止等の規制がなされています。また、廃棄物処理法では、「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」を特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物として規定し、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っています。循環型社会の形成に際しては、化学物質を含む製品や素材についてライフサイクル全体を通じて化学物質と廃棄物の適正管理を着実に実施していくことが必要であり、化学物質を含有する廃棄物等の適正処理を確保するための施策を次のとおり計画に盛り込んでいます。</p> <p>(5.4.3) 非意図的に生成されるものも含め、化学物質を含有する廃棄物等の有害性の評価や、適正処理に関する技術の開発・普及を行う。</p>
62	<p><該当箇所> 41頁11行目、62頁6行目、72頁25行、79頁35行目</p> <p><意見要約> (88字) グリーン購入等を通じた資源循環に資する製品や環境配慮設計がなされた製品等の優先的な調達や制度や予算の活用による施策実施など、循環社会形成に向けた国の率先した取組に強く期待する。</p> <p><意見内容・理由> (223字) 本計画(案)が、3Rから3R+Rの徹底により資源を最大限循環していくための国家戦略と位置付けられていることを高く評価。循環型社会の形成に向け、国自らがグリーン購入等を通じて資源循環に資する製品や環境配慮設計がなされた製品等を優先的に調達するという旨や、短期的な経済合理性の観点から各主体の自主的な取組だけでは十分な取組が進まない場合には制度や予算の活用等により必要な施策を講じていくという旨など、力強い国の方向性が示されておりこれに強く期待する。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、今後も、環境配慮設計や再生材の利用等による資源の効率的な使用、製品等の長期的利用・再使用や循環利用を進めることにより、新たな天然資源の消費の抑制を図ります。</p>
63	<p>44ページ28行目 リペアよりもまずは製品をそのままリユースすることがサイクル・資源有効活用の優先順位としては先に来るため、「リペア等による長寿命化の促進」→「リユース、リペア等による長寿命化の促進」と記載してはどうか。</p>	<p>サステナブルファッションのwebページにもあるとおり、アクションとして「今持っている服を長く大切に着よう」を第一とし、自身で使うことを前提としたリペアの取組を優先しておりますので、原案どおりとさせていただきます。</p>

NO	御意見	御意見に対する考え方
64	<p>1. 該当箇所 44ページ 11から15行 2.2.2. 製品ごとの方向性 4 小型家電・家電</p> <p>2. 意見の要約 小型家電・家電のリユース・リペアの方向性が欠落しており、これまでと何も変わらない方向性になっています。</p> <p>3. 意見の内容 製品ごとの方向性では、使用段階におけるリユース、リペアが示されているのに4の小型家電・家電では、欠落しています。消費者へは、リユース・リペアを行うなど長く使うことを啓蒙し、製造事業者等へは修理・補修部品の保管年数を10年以上とするなど対応を義務化するなどの方向性が必要です。小型家電と家電は、リサイクル法の前にリユース・リペアをより促す政策の方向性を示すべきです。</p> <p>4. 意見の理由 特に小型家電リサイクル法の認定事業者には、再使用を行った場合の種類毎の数量の報告(義務)がありますが、これがどのくらいあったかの情報が国民に知らされておらず、実態が分からない状態が続いています。国は、再使用数量の集計結果を開示し、国民に対しリユース・リペアの機運を高めるべきです。</p>	<p>小型家電リサイクル法及び家電リサイクル法の対象となる小型家電・家電を含めて、使用済製品等のリユースに関する取組を促進していくこととしております。この点が分かりやすくなるよう、使用済製品等の注釈に「使用済製品等には、家電製品、書籍、おもちゃ、衣料品、貴金属、家具、食器等の幅広い製品等が含まれている。」旨を追記しました。</p> <p>また、リユース・リペアの促進のための施策を検討する際に、いただいた御意見についても参考とさせていただきます。</p>
65	<p>1. 該当箇所 51ページ 5から10行 2.4.3. 適正処理の更なる推進【政策の方向性】</p> <p>2. 意見の要約 廃棄物の適正処理には、生産者責任を強化すべきです。</p> <p>3. 意見内容 廃棄物の適正処理は、生活環境の保全と公衆衛生の向上に大きく影響します。この廃棄物の内、一般廃棄物の排出者はほとんどが住民ですが、住民は日々生産されるものを購入し、使用し、不要となったら処分します。これらの不要品を廃棄物として処分する場合に、処理にかかる費用を地方自治体と消費者に負担させる形で行うのは持続不可能であり、不法投棄の原因ともなります。廃棄物の適正処理は生産者責任を拡大させるべきです。</p> <p>4. 意見の理由 生産者はどんな物を作っても処分の責任がない、費用を負担しないのはSDGsの目標12に反しています。</p>	<p>まず、廃棄物処理法において、一般廃棄物については、市町村が処理責任を負うこととなっておりますが、例えば容器包装については、容器包装リサイクル法により、事業者が費用を負担しているものもあります。対象となる製品等の排出実態を踏まえて、適切な体制を構築する必要がありますが、いただいた御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
66	<p>2.4.4. 東日本大震災からの環境再生 51頁 【政策の方向性】 このような状況を踏まえ、特定帰還居住区域については、帰還意向のある住民が帰還できるよう、2020年代をかけた、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を進める。 また、放射性物質により汚染された廃棄物の適正処理及び除去土壌等の最終処分に向けた減容・再生利用などを地方公共団体等の関係者と連携しつつ、関係省庁等の連携強化等により、政府一体となった体制整備に向けた取組を進め、東日本大震災の被災地の環境再生を目指す。</p> <p>→ このような状況を踏まえ、特定帰還居住区域については、帰還意向のある住民が帰還できるよう、2020年代をかけた、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を進める。帰還した後も、また避難指示の有無にかかわらず原発事故で避難した住民や帰還意向のない住民にも、すべて本人の意向にしたがって避難の継続をはじめとするあらゆる放射線防護措置を取るのが、原発からの排出事業者でもあり、拡大生産者でもある国と東電の責任である。 また、放射性物質により汚染された廃棄物や除去土壌等の適正処理及び管理を、地方公共団体等の関係者と連携しつつ、関係省庁等の連携強化等により、政府一体となった体制整備に向けた取組を進めるのが生活環境の保全及び公衆衛生の向上に責任を持つ国の役割である。</p>	<p>特定帰還居住区域については、帰還意向のある住民が帰還できるよう、2020年代をかけた全域の避難指示を解除し、住民の居住を目指しております。また、残る帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、残された土地・家屋等の扱いについては、特定帰還居住区域の設定状況等も踏まえ、地元自治体と協議を重ねつつ検討を進め、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組むため、元案とさせていただきます。</p>
「3. 目指すべき循環型社会の将来像」に関する御意見		
67	<p>55ページ26行目 計画全体としてワーディングを統一し、「再利用」→「リユース」、「再資源化」→「リサイクル」としてはどうか。</p>	<p>法令の用語として記載している部分など、分かりやすさ・正確性の観点から文脈に応じて書き分けて記載を行っており、統一した場合に分かりづらくなったり、不正確になる部分もあることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
68	<p>57ページ20行目 当該箇所について、21ページ13行目の記載にあるように、欧州でデジタル製品パスポート(DPP)等の導入が検討されていることから、冒頭に「また、デジタル製品パスポート(DPP)等の導入により」と追記してはどうか。</p>	<p>令和6年3月に公表した「繊維製品における環境配慮設計ガイドライン」では、デジタル製品パスポート等の概念を含む欧州のエコデザイン規則案等も参考に策定しております。今後、我が国における繊維製品分野での環境配慮を進めるため、同ガイドラインの普及について取り組んでまいります。</p>

NO	御意見	御意見に対する考え方
「4. 各主体の連携と役割」に関する御意見		
69	<p>【意見1】 <該当箇所> 67頁 27行目 <意見の要約> 再生可能材の利用促進に関する表現の修正 <意見内容> 該当箇所の文章について、以下のように「バージン素材の代わりに」を削除し、「再生可能材や」と修正願いたい。 修正前「製造事業者・小売事業者等は、バージン素材の代わりに再生材を使用するといった環境に配慮した事業活動を行うこと等により、将来世代につながる持続的発展に不可欠な自らの社会的責務を果たすことが求められる。」 修正後「製造事業者・小売事業者等は、再生可能材や再生材を使用するといった環境に配慮した事業活動を行うこと等により、将来世代につながる持続的発展に不可欠な自らの社会的責務を果たすことが求められる。」 <意見の理由> 必ずしもバージン材の使用が不適切ということではなく、投入された物質が循環していない状態こそが解決すべき課題であって「バージン素材の代わりに」は適切な表現ではない。また、再生材が十分入手できない場合も多く、再生材利用に限定する表現は好ましくないため、上記の表現とすることが適切であるため。</p> <p>【意見2】 <該当箇所> 40頁 28~29行目、78頁 22行目、81頁 22行目 <意見の要約> プラスチックのリサイクルを制約するような文言の修正 <意見内容> 「循環型ケミカルリサイクル」とされている箇所について「循環型」を削除願いたい。 <意見の理由> 以下(1)~(3)の理由による。 (1)「循環型ケミカルリサイクル」は、法令や規格等で定められていない上に一般的に定着していない表現であり、具体的な定義について議論が尽くされたものではなく、本基本計画で用いることは適当ではない。 (2)廃プラスチックのリサイクル手法をマテリアルリサイクルおよび「循環型ケミカルリサイクル」に限定するような記載ぶりは、特定の業種によるプラスチック資源の囲い込みに繋がる懸念があり、プラスチックのリサイクル技術の自由な発展に悪影響を及ぼしかねないこと。 (3)カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミーの実現に向けたプラスチックのリサイクルの推進にあたってはリサイクル手法を特定のものに限定すべきではなく、社会全体のリサイクルコスト低減の視点も鑑み、プラスチック製品のライフサイクルを俯瞰した多角的な視点(環境への負荷、エネルギーの効率性、残渣の多寡等)、に基づいた検討を行うべきであること。</p> <p>【意見3】 <該当箇所> 40頁 7行目~43頁 7行目 <意見の要約> 各記載項目の目指すべき方向性に向けた現状の立ち位置、時間軸が整理された記載への修正 <意見内容> 当該箇所の各項目の記載内容に関しては、現状の有効活用状況等の立ち位置および将来の目指すべき方向性等に向けた時間軸がバラバラのものが列記されているため、その点を整理して記載いただく、または、記載内容に関し、現状の立ち位置、時間軸が異なるものを列記していることを明記いただきたい。 <意見の理由> 例えば、42頁の38行目に記載のある鉄鋼スラグについては現状で既に「可能な限りの有効利用」がされている一方、他の箇所において、今後、大きな技術革新が求められるような素材の記述もあり、各々の現状の立ち位置は異なると考える。原案においては、それら素材を一括した書きぶりであるところ、前述のような実態が見えづらく、読み手に誤解を与える恐れがあると考え。</p>	<p>意見1 御意見を踏まえ、「バージン材の代わりに」を「再生可能資源や」に修正いたします。</p> <p>意見2 ご指摘の箇所の「マテリアルリサイクル・循環型ケミカルリサイクル」といった素材循環重視のリサイクル」という表現は例示であり、マテリアルリサイクル及び循環型ケミカルリサイクルに限定した表現とはしておりません。ご指摘のとおり、ライフサイクル全体で、天然資源消費・エネルギー消費・環境負荷をできるだけ少なくする観点が必要となります。貴重な御意見ありがとうございます。今後の施策の参考にさせていただきます。</p> <p>意見3 素材や製品の方向性の時間軸を明示的に展望することは理想ですが、さまざまな技術開発や境界条件の下での展望は容易でなく、2024年の日本や世界の状況を見た中での包括的に全体像を表現できる記述を心掛けているところです。つまり、それぞれの素材、製品について、ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行うフローに最適化していくため各々の現状に応じた政策の方向性を示したものであり、その時間軸については、別紙2「循環経済工程表2024」にお示ししているため、原案通りとさせていただきます。各方向性の時間軸変化は、今後、必要に応じて見直ししていくこととなります。</p>
70	<p>68頁 2から6行 農林水産業の生産者・食品企業・消費者など、調達から生産、加工・流通、消費に至る食料システムを構成する関係者には、災害や気候変動に強い持続可能な食料システムの構築に向け、省力化・省人化による労働生産性の向上や生産者のすそ野の拡大が必要。これに同意する。が、ハウトウがない。農業に親和性をもたせるために幼少時からの農作業に親しむカリキュラムの導入が必要。</p> <p>化学農薬・化学肥料使用抑制等が大事である。種のグローバル企業による独占が進み種を買うにはその農薬もセット購入となっている。種苗法の再改正が必須である。 農林水産業者の所得倍増を国費を使って行い就労希望者を増やすべき。 以上</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>

NO	御意見	御意見に対する考え方
71	<p>1. 該当箇所 67ページ 31～33行 4.2.6. 事業者に期待される役割</p> <p>2. 意見の要約 製造事業者の役割を貢献や努力とするだけでは循環社会、循環経済にはつながりません。拡大生産者責任をより強化すべきです。</p> <p>3. 意見内容 製造事業者が生産した製品に品質、性能向上のために有害な物質が使用された場合、その製品が廃棄物として処理するのにかかる費用は大きな金額になることが考えられます。その費用を地方自治体と消費者に負担させるのは間違いです。製品の使用材料の情報公開は当然であって、これは努力ではなく義務にすべきです。製造事業者に処理の責任義務が課せられるならば、そのコストを下げるためのインセンティブが期待され、製造コストや処理コストの削減が期待できます。</p> <p>4. 意見の理由 国は、製造事業者に対する責務や義務を課せることを避けていると感じます。循環社会は生産者から始まることをもっと意識すべきです。住民は分別も含めて、大変な協力者です。</p>	<p>循環型社会形成推進基本法においても、拡大生産者責任の考え方は位置付けられており、個別リサイクル法においても、このような考え方を踏まえて、家電リサイクル法や容器包装リサイクル法、自動車リサイクル法など製造業者等に再資源化や再商品化の義務を課している制度もあります。</p> <p>引き続き拡大生産者責任の考え方も踏まえながら、施策を検討してまいります。いただいた御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
「5. 国の取組」に関する御意見		
72	<p>ページ80 行1～4 <意見> 「また、グリーン購入の普及・推進に努めるとともに、サーキュラーエコノミー率の基準を設定して、材料の長期使用化、補修・交換のしやすさ、リユース、リサイクルのしやすさを数値化・見える化することにより、資源循環を意識した基準の強化、拡充や整理を行うことによって、高度なリサイクル製品や循環型社会に資するサービス等を適切に評価していく。」</p> <p><理由> 材料のサイズや仕様の標準化を図り、劣化診断や補修技術の確立、交換時にどこからでも材料を入手できる供給網の構築、廃棄時のリユースやリサイクルを想定した設計や工法の普及を促進するために、各々の特性をサーキュラーエコノミー率として規格化し、材料や製品ごとに数値化、見える化することが有効です。例えば国立公園で使用される材料について「自然公園等施設技術指針」にサーキュラーエコノミー率に応じた採用基準を追記することで、サーキュラーエコノミーを実現する木材利用が促進されると考えます。また、公益社団法人日本木材保存協会が木材劣化診断士という資格を認定しています。</p> <p>ページ73 行32 <意見> 「脱炭素型資源循環システムの構築に向けて、制度的・予算的対応を講じていく。具体的に材料の長期使用化、補修・交換のしやすさ、リユース、リサイクルのしやすさを数値化・見える化したサーキュラーエコノミー率を規格化して、サーキュラーエコノミーの実現を推進する設計や材料開発を促進する。」</p> <p><理由> 同上</p>	<p>1点目の御意見については、本計画案の「資源循環を意識した基準の強化、拡充や整理」を具体化するに当たっては、実際にどのような基準を設けることとなるかは、個別の製品の特性等を考慮して定めることとなりますが、製品の長寿命化、補修・交換やリサイクルのしやすさ等といった点を見える化することもその選択肢の一つとなりうるものです。いただいた御意見も参考とし、「資源循環を意識した基準」については、より具体的なイメージが伝わるよう、「再生プラスチック利用率等の循環性基準」と修正いたします。また、いただいた御意見は施策の具体化の際に参考にさせていただきます。</p> <p>2点目の御意見については、本計画案のP.78の8行目(パブリックコメント版のページ数・行数)から「資源採取時において生物多様性や自然環境への影響を低減する観点からも、環境配慮設計や再生材の利用等による資源の効率的利用、製品等の長期的利用・再使用や循環利用を進めることにより新たな天然資源の消費の抑制を図る。」と記載しており、御指摘の「材料の長期使用化、補修・交換のしやすさ、リユース、リサイクルのしやすさ」についても考慮した環境配慮設計を進めることとしておりますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
73	<p>【該当箇所】P79「5.2.資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」</p> <p>【該当文章】「動静脈連携を促進するため、静脈企業が提供可能な再生材の質・量を動脈企業が把握できるよう、静脈企業の再資源化の実施の状況等の必要な情報を集約し、公表する情報基盤を整備する。その際、整備の迅速化を図るため、電子マニフェスト等のデジタル技術や帳簿情報などの既に制度化された情報の活用を検討する。」</p> <p>【意見】「6. 1 循環型社会形成のための指標及び数値目標」にマニフェストの100%電子化を追加すべきである。</p> <p>【理由】産業廃棄物管理票については、127ページ、128ページに記載の通り電子化が進んでいるものの、未だ紙との併用が認められている。電子媒体、紙媒体の併存により廃棄物処理に関わる管理者の負担は大きく、また、完全電子化により産業廃棄物の実態把握が迅速に可能となることから、早期の100%実現を目指すべきである。</p> <p>-----</p> <p>【該当箇所】P96「5.3.2. 循環システムづくりを支える広域的取組」</p> <p>【該当文章】「(再掲)循環資源に関する物流ネットワークの拠点となる物流機能や、高度なリサイクル技術を有する産業の集積を有する港湾を「循環経済拠点港湾(サーキュラーエコノミーポート)」(仮称)として選定し、港湾を核とする物流システムの構築による広域的な資源循環を促進する。」</p> <p>【意見】港湾の活用については、本文掲載の「サーキュラーエコノミーポート」以外に、循環型社会の構築に向けて国土交通省が進めている「リサイクルポート」や脱炭素社会構築に向け構想している「カーボンニュートラルポート」など様々な呼称が乱立している。循環型社会を構築するためにも省庁横断的な取り組みを進めるべきであり、呼称・役割を統一すべきである。</p>	<p>一つ目 電子マニフェストは、偽造がしにくく不適正処理の原因究明を迅速にできることから、現在も普及啓発に努めているところ、2022年度には普及率が77%、2023年度には81%となり、一定の普及が進んでおります。他方、産業廃棄物の委託処理量に対する電子マニフェストの登録割合は60%程度に留まっていると見込まれるため、今回新たに「産業廃棄物委託処理量に対する電子マニフェストの捕捉率」を指標とし、電子マニフェストの更なる普及を進めることとしております。</p> <p>電子マニフェストの補足率向上に向けて、引き続き未加入業者への加入の働きかけや利用者の利便性の向上を図り、更なる普及を進めてまいります。</p> <p>二つ目 分かりやすさ・正確性の観点から文脈に応じて書き分けて記載を行っており、統一した場合に分かりづらくなったり、不正確になる部分もあることから、原案のとおりとさせていただきますが、頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

NO	御意見	御意見に対する考え方
74	<p>再エネ設備・蓄電池(「地球温暖化対策等により普及した製品や素材」)の扱い(89~90ページ) 廃棄さえも簡単にできないようなソーラーや風力施設は、設置・使用自体を制限すべきではないでしょうか。</p> <p>(事務局注:同じ趣旨の御意見を多数いただいておりますので、まとめさせていただきます。)</p>	<p>本計画案において、製品の生産段階における分解・分別等が容易となる環境配慮設計の促進を位置づけています。今後、より廃棄・リサイクルが容易となる環境配慮設計製品の普及を促進してまいります。既に設置されている太陽光発電設備・風力発電設備の廃棄・リサイクルについては、現在有識者検討会でも議論を行っているところであり、引き続き必要な対応について検討してまいります。</p>
75	<p>食品ロスの低減(82~83ページ) いろんな意見がありますが、例えば事業系のロスについては、さらに施策を強化してもいいのではとも考えられます。</p> <p>(事務局注:同じ趣旨の御意見を多数いただいておりますので、まとめさせていただきます。)</p>	<p>事業系食品ロスについては、本計画案5. 2. 2に既に記載しており、2030年度までに2000年度比で半減する目標を掲げ、食品業界の商習慣の見直しの促進等を実施することとしておりますが、御意見も踏まえ、食品寄附及び外食時の食べ残し持ち帰りのガイドラインを策定することについて明記いたします。</p>
76	<p>地域産業としての育成(74ページ) 地域産業としての育成は推進すべきですが、外資の参入制限をする必要があると考えられます。</p> <p>(事務局注:同じ趣旨の御意見を多数いただいておりますので、まとめさせていただきます。)</p>	<p>ご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
77	<p>みどりの食料システムの推進(68, 75ページ) 化学農薬・化学肥料の低減推進はいいが、「温室効果ガス削減」については、農業分野の構成比が著しく低いことから、これのために「エネルギー」を注ぐのではなく、自給率アップの方に注ぐべきです。</p> <p>(事務局注:同じ趣旨の御意見を多数いただいておりますので、まとめさせていただきます。)</p>	<p>食料自給率については、国内で自給可能なコメの消費の急速な減少、輸入依存度の高い飼料を多く使用する畜産物の消費の増加など消費面での変化が進み、これが食料自給率の減少要因となっています。こうした中、食料安全保障の確保の観点から、麦・大豆等の輸入依存度の高い品目の国産転換といった食料自給率の向上に資する取組を更に推進することが重要と考えています。</p> <p>一方、農業生産活動を通じて、稲作等により温室効果ガスが発生しているほか、化学肥料・化学農薬の不適切な使用を通じた環境への影響が懸念されており、国内外において、農林漁業・食品産業における環境への負荷の低減を図ることは、待ったなしの重要な政策課題となっています。農林水産省としては、みどりの食料システム戦略に基づき、食料システム全体で環境負荷低減の取組を推進してまいります。</p>

NO	御意見	御意見に対する考え方
78	<p>○遺伝子技術を活用したバイオものづくり 80.84ページ 遺伝子組み換え、ゲノム編集、昆虫食、培養肉などの推進の意図している動きが考えられるので、阻止すべきです。 (事務局注:同じ趣旨の御意見を多数いただいておりますので、まとめさせていただきます。)</p>	<p>バイオものづくりは、遺伝子技術を活用して微生物や動植物の細胞を用いて有用物質の生産等を行うテクノロジーであり、化学素材、燃料、医薬品、動物繊維、食品等、様々な産業分野での利用が期待される技術です。いただいたご意見も踏まえながら、バイオ由来製品の安全性の確保に留意するとともに、消費者の方々に受け入れられるよう、リスクコミュニケーション等の取組を進めてまいります。</p>
79	<p>P80 8行 遺伝子組み換えは、長い歴史の中でごく最近のことで健康に対してどのような影響があるのか理論や実験だけでなく、百年単位で検証すべき内容に感じます。慎重であるべきですし、食品表示も100%オープンにすべきと考えます。 全体に対して このように国民の生活に直接関わることを意見募集(どれだけの人がこの意見募集を知っていますか?)と、閣議決定で進めることに反対です。国民に広く開示し、国会を通すべきと考えます。</p>	<p>世界的な人口増加等による食料需要の増大や、SDGsへの関心の高まりを背景に、食品産業においても、環境負荷の低減など、様々な社会課題の解決の加速化が求められています。また、健康志向や環境志向など、消費者の価値観も多様化しています。こうした多様な食の需要に対応し、社会課題の解決を加速するため、ゲノム編集技術により生産効率や機能性が高められた食品、昆虫の食や肥飼料への活用、細胞性食品も含む、食に関する新たな技術及びその技術を活用したビジネスモデルの促進が必要です。</p>
80	<p>P80,84 遺伝子技術を活用したバイオものづくり 遺伝子組換え作物やゲノム編集作物は、その、人体に対する影響が未だ明らかではないため、欧米諸国では輸入禁止とされており、そのような食物は、日本国内に流通させるべきではない、と考えます。 また、昆虫食の推進は必要ありません。昆虫を食べたいとは思いません。 バイオものづくりによる「培養肉」等の推進は、やめて頂きたいと思います。そのようなものを食べたいとは、全く思いません。</p>	<p>食品の安全性や食品表示については以下のとおりです。 (遺伝子組換え食品等の安全性について) 組換えDNA技術応用食品・添加物(いわゆる遺伝子組換え食品等)の安全性を確保するために、遺伝子組換え食品等を輸入・販売する際には、必ず安全性審査を受ける必要があります。(食品衛生法第13条第1項、「食品、添加物等の規格基準」第1 食品の部A及び第2 添加物の部D) (審査を受けていない遺伝子組換え食品等や、これを原材料に用いた食品等の製造・輸入・販売は、食品衛生法に基づいて禁止されています。)</p>
81	<p>遺伝子技術を活用したバイオものづくり(80,84ページ) 遺伝子組換え(ゲノム編集)作物、昆虫食、培養肉等の推進を意図している計画だと考えられます。実際に、学校現場でゲノム編集トマトの栽培を学童にさせたりという取組が見られます。日本人の伝統的な食生活を破壊するような方向へシフトし、とんでもないものを日本人に食べさせようとするあからさまな意図が感じられます。到底許すわけにはいきません。ゲノム編集作物、昆虫食、培養肉等には断固反対します。</p>	<p>(ゲノム編集技術応用食品の安全性について) ゲノム編集技術によって得られた食品等であってDNAに起こる変化が自然界や従来品種改良でも起こり得る変化のものについては、安全性もそれらと同程度と考えられています。 一方で、本当に安全性の面で同程度であるか不安に思う声もあるため、科学的知見を踏まえ、ゲノム編集技術応用食品等の安全性について丁寧に説明してまいります。</p>
82	<p><意見の要約> 遺伝子組換え作物や昆虫食・培養肉等の推進には断固反対 <意見内容> 「遺伝子技術を活用して微生物や動植物の細胞を用いて有用物質の生産等を行うバイオものづくり」を推進するとのことだが、遺伝子組換え作物や昆虫食・培養肉等の推進を意図しているのか。 これらは人体への影響(ヒトの遺伝子への影響も含む)が未知数であり、極めて危険であると考ええる。 これらの推進には断固反対する。</p>	<p>(食品表示について) 遺伝子組換え食品は、安全性審査を経て流通が認められた9農産物及びそれを原材料とした33食品群について、食品表示基準に基づき表示を義務付けております。 ゲノム編集技術応用食品のうち、遺伝子組換え食品に該当しないものの表示の義務化については、ゲノム編集技術を用いたものか従来の育種技術を用いたものか科学的な判別が困難であることや国内外において取引記録等の書類による情報伝達の体制が不十分であることから、現時点では困難だと考えています。引き続き、流通実態や諸外国の表示制度に関する情報収集を行い、新たな知見等が得られた場合には、必要に応じて取扱いの見直しを検討いたします。</p>
83	<p>遺伝子技術を活用したバイオものづくりについて、賛成できない。日本には日本の国土と伝統に合った食と農林畜産業が既にある。遺伝子組み換え、こおろぎ食、培養肉などは日本の国土に合わないの、結果的に非効率・非経済的になると考えられる。世界経済フォーラムなどで推奨しているからと言って、猿真似する必要はない。これらについてはEU内でも意見がかなり割れているという理解だ。それぞれの国が特有の土、気候、植生を持っているのだから、それぞれの特徴にあった農林水産業をするべき。</p>	<p>(食品表示について) 遺伝子組換え食品は、安全性審査を経て流通が認められた9農産物及びそれを原材料とした33食品群について、食品表示基準に基づき表示を義務付けております。 ゲノム編集技術応用食品のうち、遺伝子組換え食品に該当しないものの表示の義務化については、ゲノム編集技術を用いたものか従来の育種技術を用いたものか科学的な判別が困難であることや国内外において取引記録等の書類による情報伝達の体制が不十分であることから、現時点では困難だと考えています。引き続き、流通実態や諸外国の表示制度に関する情報収集を行い、新たな知見等が得られた場合には、必要に応じて取扱いの見直しを検討いたします。</p>

NO	御意見	御意見に対する考え方
84	<p>【該当箇所】 P81 28-29行目 「排出・回収・リサイクルの段階では、市区町村による再商品化の取組並びに事業者による自主回収、再資源化及び排出の抑制の取組を促進する」について</p> <p>【意見】 リサイクル資源の効率的かつ安定的な供給体制を確保するため、回収事業者・リサイクル事業者への支援充実を期待する。</p> <p>【理由】 海洋プラスチックごみ問題やカーボンニュートラルの中で「脱プラ」の潮流が見られるが、環境とプラスチックの共生を目指していくことが化学産業にとって必要である。特に、サーキュラーエコノミーについては環境負荷と経済成長のデカップリングに向けてリサイクル技術の開発を始め、リサイクル品の普及・評価向上に資する様々なアプローチを講じていく必要がある重要なテーマである。一方で、安定的にリサイクル資源を確保できないと企業のリサイクル事業として成り立たず、また、リサイクル材がバージン材よりも価格が高い現状を踏まえると、安定的かつ効率的なリサイクル資源の供給体制を構築し、リサイクル材を価格的にも安価なものにしていくことが課題として挙げられる。</p>	<p>現在、リサイクル設備の設備導入支援や自動車向けプラスチック再生材の供給拡大に向けた実証事業なども実施しておりますが、先般成立した資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号）も活用しながら、求められる品質・量の再生材を確実に供給できるよう、関係事業者の再資源化の取組の高度化を後押ししていきます。</p>
85	<p>75P5-7L「また、温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして国が認証する J-クレジット制度の農林水産分野での活用の促進することで民間資金の呼び込みを図る。」</p> <p>我が国のガス排出量全体に占める農林水産分野の割合は4.2%にしか過ぎない状況でこれを呼び込むのは疑問。</p> <p>世界に占める日本のガス排出量が3%にしか過ぎないことも併せて考慮すれば、J-クレジット制度を日本で促進することにはあまり意味がなく、排出大国である米中それぞれが進めていくべき。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
86	<p>1. 該当箇所 74ページ 13行 5.1. 循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり</p> <p>2. 意見の要約 リユースの取組を使用済製品に限るような表現はあらためるべきです。</p> <p>3. 意見内容 リユースは使用済みに限らず、使用中、使われなくなったもの、故障なども含めて、取組むべきことが多くあります。ここでは、リユースの他にリペア、リファビッシュなどを加えて製品の使用に対する雇用のすそ野を増やすことを取組みにした方がよいと思います。</p> <p>4. 意見の理由 国のリユースの取組みはこれまでと変わらず弱いと言わざるを得ません。</p>	<p>小型家電リサイクル法及び家電リサイクル法の対象となる小型家電・家電を含めて、使用済製品等のリユースに関する取組を促進していくこととしております。この点が分かりやすくなるよう、使用済製品等の注釈に「使用済製品等には、家電製品、書籍、おもちゃ、衣料品、貴金属、家具、食器等の幅広い製品等が含まれている。」旨を追記しました。</p>
87	<p>1. 該当箇所 77ページ 11～22行 5.2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環 88ページ 27行 5.2.6. 自動車、小型家電・家電</p> <p>2. 意見の要約 ライフサイクル全体での徹底的な資源循環に小型家電と家電が示されていますが、市町村の取組みの変容につながるの難しい内容です。国の意気込みをもっと強く出すべきです。</p> <p>3. 意見内容 多くの市町村では、小型家電の回収は特定品目に限っており、それ以外は不燃ごみ、あるいは可燃ごみ、粗大ごみで収集していると思われます。これを解決するための取組みを示さずして資源循環にはなりません。国は、法律に規定されている全品目の再資源化を示し、資源ロスを減らす必要があります。但し、家電も含めてまだ使えるものまで資源化するの間違いです。それは「使用ロス」を増やすことになり、循環社会の姿ではありません。88ページの5.2.6では、示されている小型家電が次ページの項目で欠落しています。</p> <p>4. 意見の理由 市町村が住民に向けて作成している、ごみの出し方・資源の出し方冊子。 例：新潟市「ごみ分別百科事典」、横浜市「ごみと資源物の分け方・出し方」、港区「資源とごみの分別ガイドブック」など</p>	<p>本文案では、使用済小型家電の効率的・効果的な回収量増加に向けた市町村等の取組を促進していく旨を示しているところです。使用済小型家電の回収に係るガイドラインの策定・周知等を通じて市町村が主体となった回収体制の構築を支援し、市町村の取組を促進してまいります。</p>

NO	御意見	御意見に対する考え方
88	<p><該当箇所> 85頁33行目、86頁10行目</p> <p><意見の要約> アルミニウムにおいては、この5年間でアルミニウムスクラップの海外への流出が約2.5倍にも急増しており、主に中国・東南アジアに流出してしまっております。これは、「第5次循環型社会形成推進基本計画」における金属の資源循環を揺るがしかねないものです。アルミニウム資源の確固たる「国内」の資源循環を保障すべく文案に一部加筆を提案させていただきます。</p> <p><意見内容> (1)85頁33行目 現行:「資源の回収量の増加を促進する。」 改訂案:「国内の資源の回収量の増加を促進する。」</p> <p>(2)86頁10行目 現行:「資源循環を一層促進させ」 改訂案:「国内の資源循環を一層促進させ」</p> <p><意見の理由> アルミニウムにおいては、この5年間でアルミニウムスクラップの海外への流出が急増しております。2018年度に19万トンだったものが、2023年度には47万トンと、約2.5倍にも急増しており、主に中国・東南アジアに流出してしまっております。これは、「第5次循環型社会形成推進基本計画」案(以下、本案)に金属の資源循環を揺るがしかねないものです。このため本案について、アルミニウム資源の確固たる「国内」の資源循環を保障すべく、加筆を提案させていただきたい次第です。</p>	<p>(1)御意見を踏まえ、「…国内の資源の回収量の増加を促進する。」と修文させていただきます。</p> <p>(2)当該部分の資源の回収や資源循環については、決して国内にとどまるものではなく、国外からの回収も含まれるため、原案通りとさせていただきます。</p>
89	<p>5. 2. 76ページ34行目 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下容器包装リサイクル法)は作られてから30年近くが経ち、時代に合わなくなっているため新プラ法との整合性を持った改訂を行い、資源循環法の柱の一つとして動かしていく。 私は●●のプラチームを作り、2019年度に、家庭から出る「容器包装プラスチック調べ」2020年度は「レジ袋有料化アンケート」を行いました。また4年にわたり学習会なども重ねました。 2019年のアンケート調査では、1家庭1週間平均で155個もの容器包装プラスチックを分別排出していることがわかりました。消費者は洗ったりラベルをはがしたり判断に迷いながら多くの時間を分別のために使っていることがわかりました。 学習の中で、プラスチック等でコーティングされた紙容器や生分解性プラスチックなどの新素材の開発により、現在のリサイクルマークだけでは資源としてリサイクルするには不十分なこともわかりました。 また、自治体はリサイクルの為に異物除去と収集に多くの税金を使っていることも知りました。新プラ法の施行により製品プラスチックの加わった回収や分別に、さらに税金や補助金=税金が使われることを危惧しています。 新プラ法では、製品プラについてリサイクルのコスト負担への製造者責任が明記されていません。また学習会の中で国内のリサイクル業者がどんどん撤退していることも知りました。 1)容器包装リサイクル法で私たち消費者は分別排出が義務付けられていますが、新素材の開発により現在のリサイクルマークだけでは資源として活用するための分別ができません。消費者が資源として分別できるようマークの改定を求めます。 2)「容器包装リサイクル法」「新プラ法」の整合性を取った形で、製品プラスチックの生産者も含めた三者(消費者・行政・事業者)が持続可能な資源循環のためのコストを公平に担うよう両法の改定を検討して資源循環法の柱の一つとして動かしていくとお願いいたします。また改定に当たっては消費者やリサイクル事業が公平に意見を反映できる形ですすめていくとお願いいたします。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
90	<p>87P3-6「循環経済への移行の推進に向けて、建設リサイクル分野においては、建設副産物における水平リサイクルの推進やCO2排出抑制等のリサイクルの質を向上させるための取組を推進する。また、建設発生土の現場内・工事間利用等の有効利用や適正処理を推進する。」とありますが、質問「CO2排出抑制等のリサイクルの質を向上させるための取組」の具体的な取り組みを教えてください。</p> <p>87P8-17「将来、建設副産物の発生量が増加する一方で、民間シンクタンクの予測では、住宅着工戸数は減少すると予想されていることなどを踏まえ、建設副産物が適切に再資源化等されるよう再生材の新規用途の開拓や拡充等を促進する。また、既存のインフラについては、その再配置、更新、改修等に当たっては、長寿命化、防災機能の向上、省エネルギー化の推進等のストックの価値向上を図る。長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックを形成するため、税制上の特例措置の活用等により、長期優良住宅認定制度の普及を図る。状態が良好な既存建築物については、地域活性化のための宿泊・交流施設としてリノベーションを行う、医療・介護施設として利用するなど、その有効活用を図る。」良い取り組みだと思います。</p>	<p>「CO2排出抑制等のリサイクルの質を向上させるための取組」については、必要な調査を行い、情報の収集を行っているところです。具体的な取組については、第5次循環型社会形成推進基本計画等を踏まえながら、引き続き検討を進めてまいります。</p>

NO	御意見	御意見に対する考え方
91	89ページ 31行 「太陽光発電設備」については、設置業者に廃棄時のマニフェストまで義務付け、廃棄準備税を徴収すべきである。	太陽光パネルの廃棄・リサイクルにつきましては、本計画案のP.89の22行目(パブリックコメント版のページ数・行数)において「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会中間取りまとめ」を踏まえ、2030年代後半以降に排出量が顕著に増加すると想定される太陽光発電設備については、リユースやリサイクルを促進・円滑化するために、引渡し及び引取りが確実に実施されるための新たな仕組みの構築に向けて検討を進めていく。」こととしており、御指摘のような場合に対する対応策も含めて、検討していくこととしております。いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
92	90ページ12行目 リペアよりもまずは製品をそのままリユースすることが先であるため、「リペア等による長寿命化の促進」→「リユース、リペア等による長寿命化の促進」と記載してはどうか。	サステナブルファッションのwebページにもあるとおり、アクションとして「今持っている服を長く大切に着よう」を第一とし、自身で使うことを前提としたリペアの取組を優先しておりますので、原案どおりとさせていただきます。
93	90ページ22行目 21ページ13行目の記載にあるようなデジタル製品パスポート(DPP)について、項目を追記してはどうか。「あわせて、欧州で検討しているデジタル製品パスポート(DPP)等の導入により、ガイドラインの項目について、関連事業者や生活者間で共有されている。」	令和6年3月に公表した「繊維製品における環境配慮設計ガイドライン」では、デジタル製品パスポート等の概念を含む欧州のエコデザイン規則案等も参考に策定しております。今後、我が国における繊維製品分野での環境配慮を進めるため、同ガイドラインの普及について取り組んでまいります。
94	<p><該当箇所> 97頁 27行目 5.4.1. 技術開発、情報基盤、各主体間連携、人材育成の強化</p> <p><意見の要約> 下記の項目を追加する ○持続可能な廃棄物管理を推進する手法として、ケミカルリサイクルまたはマテリアルリサイクルに関連する科学的知見の集積及び技術開発等は促進、継続する。</p> <p><意見内容> 循環型社会ならびに持続可能な社会に貢献するための、ケミカルまたはマテリアルリサイクル技術の向上は、循環型社会形成推進基本計画へ盛り込まれるべきである。</p> <p><意見の理由> ケミカルリサイクルは、工場で発生するプラスチックの端材のリサイクルを呼ぶものであるが、その回収スキームや品質確認等の技術的にクリアすべき課題が存在する。現在、回収した品プラスチックの特性が多様であるため、それぞれの特性に応じたリサイクル技術の確立が求められている。また、とリサイクル後の品質を元の製品と同一に保つことは容易ではなく、品質の安定性を確保するための新しい技術や方法も含めた開発を進める必要がが不可欠である。これにより、リサイクルプラスチックが新しい製品として使用される際の信頼性が向上し、循環型社会の実現に貢献できると考えられる。 一方、ケミカルリサイクルはポリマーを分解し、モノマーへ戻す技術であるため、分解条件や分解後のモノマー精製等の技術が必要となる。分解プロセスにおいては、温度や圧力、触媒の選定など、多くの要素が最適化される必要がある。さらに、分解後のモノマーを純度の高い状態でこちらも回収するためには、ならではの不純物の除去技術も重要となる。特に、回収されたプラスチックには様々な不純物が含まれることが多いため、これらを効果的に除去する技術開発が求められる。これらの技術的課題を解決するためには、があるため、新しい研究会春の継続的な技術開発に取り組みが不可欠であり、そのための資源と時間の投資が必要があるためとなる。 したがって、ケミカルリサイクル技術の発展を促進し、実用化を進めるためには、これらの課題を包括的に解決するための戦略が求められる。新しい技術の導入や既存技術の改良を通じて、より効率的で環境負荷の少ないリサイクルプロセスを確立することが重要である。このような観点から、第五次循環型社会形成推進基本計画意見書にこれらの技術的課題とその解決策を盛り込み、ケミカルリサイクルの可能性と重要性を強調すべきであると考えます。</p>	ご指摘の箇所には、「持続可能な社会構築のため、循環型社会の実現を含む環境政策の推進に不可欠な科学的知見の集積及び技術開発等を推進する。」という項目があり、こちらの「環境政策の推進に不可欠な技術開発等」に、リサイクル技術の向上も含まれていますほか、p48(パブリックコメント版のページ数)の2.4.1には、政策の方向性として、「使用済製品等の解体・破碎・選別等のリサイクルの高度化」という記載があり、こちらでもリサイクル技術の向上について述べていますので、原案の通りとさせていただきます。
95	101ページ32行目 環境教育について100ページ10行目以降にも4項目記載されているので 101ページ32行目以降の3項目をそちらに統合してはどうか。	御意見を踏まえ、環境教育に関する施策を統合しました。

NO	御意見	御意見に対する考え方
96	<p>1. 該当箇所 105ページ 22～24行 5.4.3. 適正処理の更なる推進</p> <p>2. 意見の要約 市町村の一般廃棄物処理計画の適正な策定では、収集・運搬に対する住民のニーズ、要望ににんえられるかを策定の判断にすべきです。</p> <p>3. 意見内容 都心の区市町村の中には、住民からの一時多量ごみなどの収集要望にんえられないところがあります。特に遺品整理で片づけたあとに出るごみの収集を待たされる住民が多く、一般廃棄物の処理計画の策定に問題があるのではないかと思います。</p> <p>4. 意見の理由 遺品整理で出たものを廃棄物として収集すべき市町村が対応できないがために、廃棄物の収集運搬の許可を有しない業者が代わりに運んでいることが考えられます。一方、収集運搬の許可を得ている業者の中には自分の優越的立場を悪用し、許可を有していない事業者の片付け依頼や遺品性業務の依頼等を依頼者から搾取する者もいると思われます。</p>	<p>一般廃棄物処理計画は、法目的である生活環境の保全及び公衆衛生の向上を確保するため、一般廃棄物の統括的な処理責任を負う市町村がその区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理確保するための基本的な計画です。ご指摘の点も踏まえつつ環境省としても、一般廃棄物についての適正処理を推進するため、市町村の統括的な処理責任や一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用について引き続き周知徹底を図っていきたいと考えており、原文どおりとさせていただきます。</p>
97	<p><該当箇所> 105頁 3行目 5.4.3. 適正処理の更なる推進</p> <p><意見の要約> 下記の項目を追加する ○業務用冷凍空調機器の廃棄について、フロン排出抑制法の確実な施行や普及啓発等により、温暖化係数の高いフロン類の回収量を増加させるとともに、資産価値の高いアルミや銅の回収量を増加させ資源循環を進める。</p> <p><意見内容> 温暖化係数の高いフロン類と、資産価値の高いアルミや銅の回収量を増加させ資源循環を進めることは、循環型社会の形成と持続可能な社会の実現に貢献すると考える。よって業務用冷凍空調機器の廃棄に関する項目を第五次循環型社会形成推進基本計画へ盛り込む。</p> <p><意見の理由> 2022年度の我が国の代替フロン等4ガス(HFCs・PFCs・SF6・NF3)の排出量は約5,170万トンであり、フロン類の排出量はカーボンニュートラルを目指す上で無視できない。家庭用エアコンについては、家電リサイクル法のもとリサイクルの仕組みが整備されている一方で、業務用空調機を対象としたリサイクルの仕組みは整備されていない。フロン排出抑制法に基づく令和4年度における業務用冷凍空調機器の廃棄時のフロン類回収率は推計値で約44%とされており、地球温暖化対策計画に定める2030年75%という目標達成に向けてはより一層の回収率の向上が必要である。 また業務用空調機器には銅が多く使われており、銅管の盗難事例も多くあることから、空調機器自体の適切な回収も必要である。 以上のことから、業務用空調機器の廃棄について第五次循環型社会形成推進基本計画へ盛り込むべきと考える。</p>	<p>頂いた御意見については、5.2.3に「鉄、アルミ、銅等のベースメタル、レアメタル・レアアースをはじめとする金属や、ガラス等のベース素材のリサイクルについて、再生資源量の確保や質の向上により資源循環を一層促進させ」と記載していることから、原案どおりとさせていただきます。</p>
98	<p>1. 該当箇所 106ページ 30～32行 5.4.3. 適正処理の更なる推進</p> <p>2. 意見の要約 国民が不用品を廃棄物と誤解する恐れがあり、訂正が必要です。</p> <p>3. 意見内容 次のように直す方がよいでしょう。 「家庭等でいらなくなったもの、使わなくなったもの等を廃棄物として無許可で回収する業者等の対策について、廃棄物処理法の厳格な適用、国民への制度周知等により、強化する。」 また、ここでは「不用品」を取り上げていますが、要らなくなったものの多くは、まだ使える不要品であることが多く、市中回収事業者やリユースショップ等の多くは不要品を買い取ったり、引き取ったりしてリユースにつなげています。一部ではリペアをするなどしてまだ使えるようにしています。</p> <p>4. 意見の理由 廃棄物処理法では、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、管轄する市町村長の許可を受けなければならないと規定しています。不用品は法に照らして廃棄物ではないから、排出される不用品と記すと「ごみ」と国民に誤解、誤認を与え、またリユースを適正に行っている事業者に不利益を与える恐れがあります。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「家庭等から廃棄物として排出されたものを無許可で回収し、不適正処理・輸出等を行う回収業者、輸出業者等の対策について、廃棄物処理法の厳格な適用、国民への制度周知等により、強化する。」</p>

NO	御意見	御意見に対する考え方
「6. 循環型社会形成のための指標及び数値目標」に関する御意見		
99	<p><数値目標> 現在の状況が数値化されておらず、目標値がどのようなレベルなのかかわからないし、目標に掲げた項目は、計画の一部にしか対応していないのは問題です。数値を出すならもつと意味のある数値を出すべき。</p> <p>(事務局注:同じ趣旨の御意見を多数いただいておりますので、まとめさせていただきました。)</p>	<p>各指標の進捗状況は、循環基本計画の点検の際に整理・公表しております(直近は、2022年9月)。また、指標数が多くなることでかえって全体的な状況を理解することが難しくなると考えられたため、第五次循環基本計画では、政策効果をより分かりやすく把握できる指標数に絞って整理することとしつつ、進捗状況の点検の際には、別途政府が行っている行政事業レビューの結果等も補助的に活用して取組状況や政策効果を把握することとしております。</p>
100	<p>1. 該当箇所 124ページ 2～12行 6.2.2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環に関する指標</p> <p>2. 意見の要約 リユースの指標がなく、循環社会の重要な一部が欠落しています。</p> <p>3. 意見内容 ライフサイクル全体での徹底的な資源循環にはリユースをはじめ、リペア、リファビッシュ、リマニファクチャリングなどは必須です。これらを個々に指標を定めることで、まだ使えるのにごみとして捨てることを防ぐインセンティブが働くと考えます。また、小型家電リサイクル法の附帯決議にある、地域に根付いた回収事業者の有効活用を盛り込むべきです。</p> <p>4. 意見の理由 国及び地方自治体は、消費者等の使用ロスを防ぐための施策が乏しいと考えます。日本にも欧米の消費者の修理する権利に等しい施策を講じるべきです。</p>	<p>御指摘の「6.2.2 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環に関する指標」においては、リユース市場規模を指標として設定しており、この中で、御指摘のリペア、リファビッシュ、リマニファクチャリングなどについても可能な限り取組の進捗を把握できるよう調査・検討を行ってまいります。</p>
101	<p>125ページ33行目 一般廃棄物(燃やせるゴミ)は必ずしも食品廃棄物だけではないため、「飼料化、堆肥化、メタン化等の手法別に把握し」という記載はかなり限定的な記載と感じた。「リユースやリサイクル、また食品廃棄物に関しては飼料化、堆肥化、メタン化等の手法別に把握し」という表現に変更してはどうか。</p>	<p>当該記載は、地域特性を活かした廃棄物の循環利用に関する指標の説明であり、地域特性を活かした廃棄物の循環利用の代表的な方法として飼料化、堆肥化、メタン化等を挙げているものです。また、食品廃棄物以外の廃棄物においても、堆肥化、メタン化等を行えることを考慮し、原案通りとさせていただきます。</p>
102	<p>127ページ15行目の表題が、「3)産業廃棄物発生量に対する電子マニフェストの補足率」となっているが、本文中では「産業廃棄物処理量に対する電子マニフェストの補足率」と記載され、整合が取れていない。 さらに、「産業廃棄物処理量」では電子マニフェストの登録を必要としない自己処理量も含まれる。 産業廃棄物の電子マニフェストは処理の委託を行う際に登録されるものであることから、表題、本文中ともに「産業廃棄物委託量に対する電子マニフェストの補足率」が適切ではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり修正いたします。</p>

NO	御意見	御意見に対する考え方
「7. 計画の効果的実施」に関する御意見		
なし		
別紙1～3に関する御意見		
103	<p><該当箇所> 132頁 別紙1 個別法の施行等に関する行程表「容器包装リサイクル法」</p> <p><意見要約> 国全体の資源循環政策の加速に向け、各産業の先例となり得るペットボトルの水平リサイクルを更に推進するために、容器包装リサイクル法に基づく仕組みの見直し議論を早急に開始することを強く要望する。</p> <p><意見内容・理由> ・令和4年9月の循環経済工程表公表を経た本計画(案)において、3Rから3R+Rの徹底により資源が最大限循環された資源循環産業の活性化を目指すことと明記されていることから、資源循環の基本的な考え方が変化していると理解。このような基本的考え方の進展に伴い、資源が最大限に循環する社会を実現するためには、個別企業、業界団体のみの努力でなく、国全体としての資源循環政策が必要。 ・かねてより飲料業界においては、資源循環の観点から、新規の化石燃料由来原料の投入量を抑制し環境負荷を低減するものとしてペットボトルの水平リサイクルを推進しており、既に一定の評価をいただいていると自負しているが、その他のプラスチックと異なり単一素材であるとの扱いやすさもあり、現在、再生ペットボトル樹脂に対する他産業からの需要が高まっており、また海外輸出も再び増加傾向にあるとの課題にも直面している。また、飲料業界各社の意欲的な取組も進み中で業界として掲げている2030年ボトルtoボトル50%目標を上回る勢いであり、その将来像をも見据え、質・量・価格いずれの面においても適切な調達の仕組みづくりが肝要。 ・国全体としての資源循環政策を進めるにあたっては、かかる背景も踏まえ、他産業での水平リサイクル促進の先例となり得るペットボトルの水平リサイクルの更なる推進のために容器包装リサイクル法に基づく仕組みの見直し議論が急務。同法については、見直し時期を超えて議論が開始されていない状況であり、本計画(案)においても具体的な計画が示されていないが、新たな資源循環基本計画が策定され、資源循環政策がアップデートされるこの機会をまさに「制度を見直すことが必要と判断される場合」に該当すると捉え、資源循環をさらに加速させる観点から、例えば入札制度等一部制度を見直すための議論が開始されることを強く要望する。なお、見直しの議論にあたってはPET樹脂が最大限に循環される最適な全体像を明確に示していただくことが必要。</p>	<p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号、以下「容器包装リサイクル法」という。)は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号、以下「プラスチック資源循環法」という。)と密接な関係にあります。プラスチック資源循環法は令和4年に施行されたところであり、現在その施行状況を確認しているところであり、その施行状況を踏まえつつ、適切なタイミングで容器包装リサイクル法の見直しの開始もあわせて進めてまいります。</p>
104	<p><該当箇所> P132 別紙1 個別法の施行等に関する行程表の「容器包装リサイクル法」</p> <p><意見要約> 「容器包装リサイクル法」は見直し時期を超え議論が開始されておらず、本計画(案)でも計画が記載されておりません。備考に記載されている「見直すことが必要と判断される場合」とはどのような場合かご教示ください。</p> <p><意見内容> 本計画(案)において、「循環型社会の形成に向けて、資源生産性、循環利用率を高める取組を一段と強化するために従来の線形経済から持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済への移行をする事が鍵となる」と記載されているように清涼飲料業界では、2022年容器別生産量のシェア78.2%を占めるペットボトルにおいて、1992年に環境配慮設計の自主ガイドラインを制定し運用され、国、市町村、利用者、再生事業者、製造事業者の協力を得て、2022年度は回収率94.4%、リサイクル率86.9%と世界に誇れる日本のプラスチックの資源循環のトップランナーであると同時に、化石燃料の使用を削減する循環経済の推進として2030年までにペットボトルを何度もリサイクルできる「水平リサイクル」であるボトルtoボトル比率を50%にする目標を掲げ、2022年度実績では、29.0%と着実に推進している。また、2023年3月31日に発表された「成長志向型の資源自律経済戦略」においてもペットボトルへの水平リサイクルの推進していくことが重要であると明言された。 これらの取組は、国が1995年に制定した「容器包装リサイクル法」のもと、消費者が分別排出をし、市町村は分別収集し、事業者は再商品化(リサイクル)の責務を負う役割が適切に運用されている事により実現されております。 ただし、制定当時、廃棄物だった使用済みペットボトルは、循環経済へ移行を推進していく中で、地上資源として扱われるようになりました。その地上資源を更に有効利用をする為にも、国が推進しているペットボトルが何度もペットボトルに循環される「水平リサイクル」であるボトルtoボトル比率が高まるよう「容器包装リサイクル法」について、国の方向性と同期を取った仕組みへとアップデートされることを切に希望します。 2008年に改正容器包装リサイクル法が完全施行し、2013年に完全施行5年後の見直しが審議された後は議論が開始されておらず、本計画(案)においても計画がされておりませんので、備考に記載されており「見直すことが必要と判断される場合」とはどのような場合かご教示ください。</p>	<p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号、以下「容器包装リサイクル法」という。)は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号、以下「プラスチック資源循環法」という。)と密接な関係にあります。プラスチック資源循環法は令和4年に施行されたところであり、現在その施行状況を確認しているところであり、その施行状況を踏まえつつ、適切なタイミングで容器包装リサイクル法の見直しの開始もあわせて進めてまいります。</p>